



毎月1回1日発行
1963年1月1日
新聞通信調査会報
として発刊

1 - 2014

発行所
公益財団法人
新聞通信調査会
電話 03(3593)1081
<http://www.chosakai.gr.jp/>

「日中関係の針路とメディアの役割」 公開シンポジウムの要旨(上)

本誌編集部

公益財団法人「新聞通信調査会」(長谷川和明理事長)は昨年11月12日に都内の経団連ホールで「日中関係の針路とメディアの役割」と題したシンポジウムを開催した。中国からも学者、ジャーナリストら3人を招き、シンポジウムは日中両国語の同時通訳で進めた。

本稿は当日録音の日本語テープ起こしに基づく要旨であり、発言者による再確認は経ていない。今年3月半ばにシンポジウムの詳報と、発言者による加筆を盛り込んだ報告書籍を発行する。

司会…本日は公益財団法人、新聞通信調査会主催シンポジウム「日中関係の針路とメディアの役割」にお越しくださり、ありがとうございます。

新聞通信調査会は、戦前の同盟通信社の流れをくむ公益財団法人で、新聞や通信社の活動の調査研究に当たっています。

本日のシンポジウム開催に至った経緯です。昨年に国交正常化40周年を迎えながら、尖閣諸島問題などで最悪の状態に陥った日中関係の打開に向けて、両国のメディアが果たすべき役割を双方で考えよう。こうした趣旨で中国からも専門家をお招きし、共に考える場を設け、その論議をシンポジウムという形で発信していきたい。そうした思いでシンポジウム開催の運びとなりました。

【基調講演】「日中関係の正道とメディアの正道」
丹羽宇一郎氏(前駐中国大使)

目次(1月号)

日中シンポジウムの要旨(上)……………本誌編集部	1
日記で読む昭和史(31)……………国分俊英	13
第6回メディア世論調査(下)……………菅原琢	14
独首相電話盗聴の巨大なつけ……………中田協	20
米・EUがデータ保護で作業部会……………小林恭子	22
マスメディア関連の裁判を見る(66)……………佐藤英雄	24
特派員リレー報告②⑤ハノイ……………高橋伸二	34
【メディア談話室】	
立ち上がりが遅過ぎた……………藤田博司	28
【プレスウオッチング】	
一線越えた「客観報道」……………小池新	30
【放送時評】	
フジ、TBSの長寿番組が打ち切りに……………音好宏	32
【海外情報】	
①税制変更で中国紙に福音……………木原正博	19
②米CATV業界再編の動き加速……………金山勉	27
十大ニュース……………	37
書評「日中対立を超える「発信力」……………高井潔司	38
編集後記……………	39
調査会だより……………	40

きょうは関係者の方から思い切った発言をしてくださいと言われている。時間も限られているので問題点、特に後半のメディアの役割について、私も今回初めてメディアについてお話しするが、その点に力を入れてお話ししたい。

日中関係のこれからということについては今更議論する必要もないぐらい、この問題について共



経団連ホールを埋めた220人の聴衆

同の理解が日中両国の首脳間にずっと存在していると思っっている。私が中国にいた時もそうだった。中国の習近平平国家主席、あるいは日本の野田佳彦、安倍晋三総理も、明確に両国の首脳は日中関係はこうあるべきだという発信をしてくれていると思う。メディアもそのように発信をしてくれていると思う。

これに対して「両国は互いに争って、最後は戦争をしてもしょうがないじゃないか」と思っている方は極めて少数であろう。私は何回も習近平さ

んにはお会いしているが、そのたびに習近平さんはこう言っておられる。「日中両国は住所変更ができない関係にあります。周恩来総理の言う、忘れれば生き、平和に過ごせば、両国の国民の利益になる。争えば害である。両国に被害が及ぶであろう」

歴代の日本の総理もそのように努力をしてきたと思う。第2次大戦後の日本の歴代総理は、この問題について異論はないはずだ。

戦後すぐ、東久邇稔彦内閣の後継内閣として明治維新以来第44代目の幣原喜重郎内閣から始まり、安倍さんは96代目だ。つまり53代の総理が戦後、代わってきたわけだが、この間に、どれほど多くの日中両国の先人たちが、両国が平和で安定した関係を築かなければいけないという理念の下に努力してきたか。数え上げればきりがなく、いたくさん、おられると思う。

特にその感を深くしたのは私が大使当時の2012年、日中国交正常化40周年の時に約600件に及ぶ日中両国の共同事業が企画された。極めて残念なことに（尖閣諸島の購入に関する）某都知事の発言以来、両国関係は非常に悪化の方向に向かった。最後はウラジオストクの国際会議の場で、胡錦涛国家主席と野田首相の立ち話というところで、戦後最悪の事態に直面するようになっていった。

どちらがいい、悪いということよりも、「なぜ」という疑問が絶えず、今でも残っている。なぜ1

日争って（尖閣諸島国有化の）閣議決定をして、世界に公表したのかと。

先人の努力を水泡に帰す権限無い

無人島で資源問題があるとはいえ、1日を争うようなことではなかった。しかも中国共産党第18回大会を前にして、胡錦涛の人事、あるいは習近平の人事（が控えている）。こういう時期に1日を争う必要はなかった。（国有化はするにしても）ひよっとすれば1年後、10年後でもよかったのではないか。なぜ、胡錦涛との会談の翌日に閣議決定をしなければいけなかったのか。いまだに謎である。

日中両国が再び戦火を交えるというようなことは、第2次大戦後の53代の歴代首相のいずれも、考えた方はいなかっただろう。勝敗不明の戦争というようなものに両国が今、かじを切るといふことは絶対に許されていない。日中関係の進路はただ一つ、大局に立って日中両国が戦火を交えない、という環境を築くべきだ。戦後この日中関係があったからこそ、アジアの発展があり、日中の経済を含めた発展があったわけである。戦後53代の総理が（積み上げ）、12年だけで600件に上る日中共同の事業、これが全部なくなったわけである。この先人たちの努力を水泡に帰すだけの権限、あるいは決断というものは、今の両国の首脳に与えられることであろうか。私はノーだと思う。そんな権限はないはずだ。

戦後、68年にわたる歴史の重みというものを、今の政治家、特に両国のトップは考えるべきである。どれだけの人が汗水垂らして努力してきたか。それが故に今がある。これを水泡に帰すだけの歴史の重みを感じて決断を下しているか。あるいは、そういう目で日中関係を考えようとしているか——ということを私は今の両国首脳に訴えている。「あなた方はそれだけの権限があると思っ

ているか。あなた方は60数年間に及ぶ、歴史の重みというものを感じているか」。その間に、どれだけの人が汗水垂らして努力したか考えるべきであるし、歴史を学ぶべきであると思っ

こうした理念、あるいは日中両国トップの数十年にわたる思いというものは今、議論する必要はない。既に両国共同の理念である。問題は、どのようにそれを実現するかということだ。両国の努力無くしてこの理念の実現は難しい。

では、両国は努力をしてきたか？ 壊す努力をした人はたくさんいる。自分中心に考えれば壊すつもりはなかったけれども、壊してきたということもあり得る。ドアをオープンするだけでは努力にならない。国交正常化以来、ドアは開いている。日本だけが開いているわけではない。両国がドアを



基調講演する丹羽宇一郎氏

開いている。ドアを開いたから、うまくいくか。そんなものではない。

隣国というものは、近くて遠い関係である。私

「棚上げ」と「国有化」が2大障害

が中国に行ったときも、薄氷を踏む思いの関係だった。「いったん壊れれば、ズブズブと沈んでしまふ」ということを絶えず考えていた。危ない関係にあるということだ。

そういう中で今、障害になっているのは次の二つである。「尖閣問題の棚上げ論」と「尖閣諸島の国有化論」。これを話し合いで決着を付けようとする。あるいは話し合いにすら応じない。これは一向に物事は進まないし、解決もしない。ノーモアトークである。必要なのはアクション、行動である。とするならば今、この問題で両国が話し合いをして棚上げ論で決着を付けな

いと（首脳同士が）会わないとか、国有化について決着を付けないと会わない、というのは非生産的で不毛の議論である。

「棚上げ論」について日本政府は、40数年間にわたって存在しないと断言してい

る。公式な記録はない。誰が何と言おうと、ないものはない。ただ、国会のいろいろな議事録を見ると、何となく煙が立っているようだという程度の話である。中国側は証拠があると言っているが、中国側の公式な記録に出ているかもしれない。しかし、それに日本側はサインしていない。日本側の議事録には、どこを探してもない。ないものはない。40年間そう言い続けて来たのは、ないからである。

ところが、実はあるのではないかという話が、横浜市立大名誉教授の矢吹晋さんの本に出ている。当時の外務省中国課長の橋本恕氏がそのようなつぶやいた。どこからも反論が出ていない。矢吹氏が書かれたことは正しかったのか。しかしながら、議事録にはない。「議事録は消し去ったと橋本さんはおっしゃります」と書いてある。

（こうした）分からないことをベースに、私は大使として、中国側からは何度も言われた。だが、ないものはない。よしんば認めるにしても、それは領土を中国に譲る話では全くない。私は（東京都による尖閣諸島の購入計画が「重大な危機」をもたらしかねないと述べた12年6月7日付の英紙）フィナンシャル・タイムズとのインタビュー報道以来、その前からそうだが領土を譲るということは一言も言ったことはない。私が申し上げたのは、このままもし某知事が言うように実行していけば、日中関係は最悪の事態を招くのではないか。それは過去の歴史から見て、してはいけ

ないということだ。「ウォーニング」(警告)を發した。

英紙報道で見た日本メディアの「勇気の無さ」

だが、そのように書いた記者の方はいなかったし「そうだ、大使の言う通りだ」と言った方は寡聞にして知らない。1人か2人おられたかもしれない。圧倒的な方は「声なき声」、だんまりを決め込んだ。政権に擦り寄った。これは知的衰退であります。メディアの勇気のなさ。こんな国にしていいのか——私の心配はむしろ、そちらにあった。

さて、「国有化」はどうだろう。日本の総理が国際的に国有化を宣言した。これをいままさら取り消すわけにはいかない。国有化の話が決着するまで首脳同士が会えないとするなら、永遠に会えない。領土問題をここまで決着を付けるとすれば、戦争以外あり得ない。戦争で取ったものは、また戦争で取り返されるだろう。これは過去の領土問題の歴史である。恨みを残して、国交断交になる。日中両国の数十年にわたるトップの思いとは随分懸け離れた結論になるだろう。これを許してはいけない。

とするならばどうするか。「棚上げ論」とか「国有化論」というのは手あかで汚れた言葉で、それにこだわる必要はない。この間、エブラ・ポージェルさんが来られ、お話しした。先日、訪中した時に中国の要人にもお話しし、その内容は日本

政府のトップクラスにも伝えた。それはこういうことだ。

つまり、野球の試合で大雨が降って来た。大雨が降れば野球の続行はできないだろう。大雨とは尖閣問題。雨が降ってきて野球が続行できない。どうする。野球を「中断」するしかない。中断ということとは。延期でもないし、キャンセルでもない。雨がやむまで待つしかない。

その間にやることは三つある。一つは青少年の交流をやることだ。二つ目は386に上る日本と中国の地方の姉妹都市関係の交流を続けることである。三つ目は経済的に韓国、ドイツ、アメリカが既に進めているように投資法協定、資材協定、この二つを一刻も早く、TPP(環太平洋連携協定)以上に緊急の課題(として中国と交わすこと)であろうと思っている。

では、どういうきっかけで、契機は何か。本来、今春に日中韓首脳会議が予定されていた。諸般の事情で、とりわけ尖閣問題、日中関係悪化があつて中止、延期されたが、これはまだ生きていく。14年の春までに日中韓の3首脳が韓国でお会いになる機会の実現は、これからでも遅くないと思う。この1年間、近くて遠い3カ国(首脳)が一度も顔を合わせて話をしていないというのは、歴史上の珍事である。こんなことは過去の歴史に、戦争か国交断絶でもしていない限りなかったことだ。遠くの国とは何回も行ったたり来たりしている。この3カ国が一度も、顔を合わせて話をし

ていない。こんなことがあっていいのか。

意地の張り合いのけんかやめよ

もつと大人の対応をしないではいけない。どちらが頭を下げるかという問題にこだわってはいけない。意地を張り合っている。まるで幼稚園の子どものけんかのようだ。

けんかは片方だけが悪いということはありません。日本だけが悪いと非難されるけれども、そんなけんかはあり得ない。中国だけが悪いということもありません。けんかは必ず両方、おのおのが反省すべき点がある。とするなら、過去の先人たちの苦労も歴史も思い出して、日中両国の首脳が耐え難きを耐え、忍び難きを忍んで、外交の礼を尽くして、互いに顔を背けることなく、韓国で会えばいい。両国首脳が会えないならば、セカンドクラスが韓国へ行つて会えばいいではない。そのトップが韓国へ行つて会えばいいではない。それが、日中両国民が安心して付き合える契機になるだろう。

まずは会って話もしないで、この二つ(棚上げ論と国有化問題)に決着が付かない限り話し合えないというのは、両国にとって、何とばかな首脳だろう。何というばかな結論を出しているのか。世界の笑いものだ、と私は思う。外交上の礼を失している。永遠にそれが続けられるのならば結構。いざれ仲良くせざるを得ない。歴史は教えている。夫婦間で離婚はできないのと同じようなものである。(日中間で)離婚はできない。どうせ

いつか仲良くするならば、結論を出していくということが大事ではないか。そういうことを私は今、両国の首脳に申し上げている。

さて「メディアの役割」はどうか。先ほど、12年6〜7月ごろのこと（『英紙とのインタビュー報道』）を思い出して申し上げた。メディアの役割というのは大変大きい。これについて「言論NPO」というところがこの間、調査した。それによると、自国メディアの情報は非常に客観的、公平なものとしている人は、日本人では2割しかない。客観的で公平だと思っている人が思う以上に少ない。これに対し、中国では8割の方が自国のメディア情報を客観的、公平だと思っている。

《相手国についての情報はどこから得ているか》。日本人の95%が新聞等のニュースから得ており、中国でも89%の人が新聞等から得ている。テレビとか、ドラマから得ている人は日本では25%、中国では65%の人々が抗日戦争で勝った、負けたのような、そういうドラマも含めて得ているという。

《相手国への訪問者数》を見ると、日本は（人口の）15%弱、中国はわずか2・7%。それほど交流が少ないということだ。年間に約3500万人もの中国人が最近日本を訪れるが、中国には14億人いる。国民の2・7%ぐらいの訪問者数で、お互いの国が理解し合えるなんてことはあり得ない。もっと努力しなければいけない。

《中国人の知り合いがいるか、あるいは日本人

の知り合いがいるか》。日本は8割がいらない。中国は96%の人がいないと言っている。そうすると、ニュースメディアから聞く以外に相手国の理解ができない。直接の往来をほとんどしていない。では、インターネットは民意を反映しているか。日本では8・8%。中国では47・5%しか、民意を反映していると思っていない。という中で、メディアの役割というのは大変大きい。そして、メディアの報道は自分の都合のいいことは大きく長く書く。都合の悪いことは小さく短く書く。これは日本のメディアだけでなく、世界中みんなそうだ。

日中関係の本道は先ほど申し上げた三つの交流を、小さな規模でもいいから皆さん方ができる範囲で続けることである。

中国人のほんの数%、今のようには年間数千万人しか（観光で）日本へやって来ないとすれば、なかなか仲良くはなれない。（中国で制作されている反日映画は）戦前の日本のイメージ、軍服を着て軍帽を被ってサーベルを掲げて、日本の婦女子を刺し殺して、死体の上を戦車が走るような映画。抗日戦争に勝った中国共産党のジャスティスを証明するためにやっている、そのイメージから一般の中国人はなかなか脱却できない。

交流深め等身大の姿見せ合え

本当の等身大の日本人を見せなくてはいけない。この努力をせずに日中関係は良くなるらない。

中国人の本当の姿を見せなくてはならない。そうしないと、相変わらず一部の日本人の中には中国、韓国を二等国民扱いする、何十年も前の戦前のイメージから脱却できない人もたくさんいる。今の中国、今の韓国はどうなのか。交流があまりにも少ない。10年、20年ぐらいかけて「等身大の交流」を、せめて10%から20%ぐらいの国民にまで広げていく、という努力を続けることしか道はない。

現に「等身大の交流」をしているのが、外務省の外郭団体の国際交流機構（JICA）だ。この青少年交流は素晴らしい。（参加する日本人は）20代の男女がほとんどで、ボランティア的なもの。この方々が2年間、日本人に会ったこともない、日本に行ったこともない中国の人々の所に行つて、医療看護のお手伝いをする。日本語の教師になる。あるいは野球のコーチをする、職人のお手伝いをする。さまざまな日中友好のために努力してきている。

（派遣されている日本人は）昔は年間百人近く、今は政府開発援助（ODA）の予算削減という名目で40〜50人に減っている。彼ら、彼女たちが中国から帰国する時に私は必ず全員にお会いした。（彼らを迎え入れた中国人の）皆さんが「日本人がこんなに優しくして、こんなにいい人とは思ってもよらなかった」「帰らないでくれ。今度、また来てください」と涙ながらに別れを惜しむ。

私は日本に留学し、帰国した中国人にもたくさ

んお会いした。皆さんが日本を好きになっ
て。「日本はこういう国だと思わなかつた」「日本
人がこんな清潔で礼儀正しいとは」——そうい
う印象を持って帰られる方が圧倒的に多い。

お互いに等身大の姿を見せ合ったら、必ず理解
が進む。同じ人間です。私も商社時代、百力国近
い国々でお話しして、人間はどこに行っても一緒
だなあと考えた。仁義に厚い人もいる。うそつき
もいる。一緒だ。人間として互いに胸襟を開いて
話をすれば、人は自分の鏡である。必ず理解し合
えるだろう。

だからこそ一刻も早く、皆さんのできることを
おのおの場でやらなければいけない。「声なき
声」はね、(時の政権に) 全部賛成(と
いうことに結果的になるの)です。「声
なき声」があるから、政権は自分たちの
考えが正しいと(押し付けてくる)。皆
さんは勇気を出して、勇気を出さなくて
も普通に、自分の意見を表明しなければ
いけない。誰かがやってくれるさという
ことでは、今のようになってしまう。

権力の自己増殖抑えるのがメディア

最後に、これからのメディアの道とし
て、私は一言申し上げたい。メディアとい
うものは、あえていえば、反権力的な
ものである。権力というものは自己増殖
する。放っておけば自分の都合のいいよ



基調講演する朱鋒氏

うに自己増殖をするのが権力というものだ。この
権力を抑制するのは誰の役割か。権力が自己増殖
をすればするほど、個人の権利が侵食される。と
いうことは、個人の権利を守るためには、権力の
自己増殖を抑えなければいけない。これはメデイ
アが担わなければいけない。メデイアは国民の声
の代弁者だ。つまり、国民の皆さん方は意思表明
する場と機会が非常に少ない。国民の声、弱い
人、小さな一人一人の国民の声の代弁者がメデイ
アではないだろうか。

そのメデイアが権力に擦り寄るとは何事だ。権
力におもねるとは何事だ。僕はメデイアの方は多
くに自覚すべきだと思う。メデイアの役割とい
うのは、そういう国民
の弱い人、一人一人
の小さな声の代弁者
になるべきだ。そし
て、権力の自己増殖
を抑えて、個人の権
利を守る。これがメ
デイアの本来の姿で
はないのか。それを
考えると、今のメデ
ィアはどうなのだろ
うか。ということ
で、私の話を終えま
す。

【基調講演】「21世紀の日中関係の再構築に向け
て」
朱 鋒氏 (北京大学国際関係学院教授・北京大学
国際戦略研究センター副所長)

こんにちは。新聞通信調査会からお招きいた
だき、ありがとうございます。丹羽大使の後にこの
ように講演させていただけることを大変光栄に思
っている。

先ほど、丹羽大使が多くのことを語られた。中
国人として大変多くのことを気付かされた。いか
に中日関係を見るべきか、いかに多くの時に私た
ちの関心、懸念を表現するべきか、

中日関係の重要な問題に関して、けんかをしや
すくなっている。相手ばかりを非難しがちだ。相
手が悪い、私は正しいと言いがちである。そうし
た中で、丹羽大使のご講演が私たちに教えてくれ
たのは、国同士の関係というのは社会の関係であ
り、人の関係である。その一部分であるというこ
とを示唆された。よって、自分だけが正しい、相
手が悪いということだけではいけないというよう
に思った。

しかし、不幸なことに過去20年、なぜ中日関係
は悪化していったのだろうか。

原因の一つは、お互いに相手を恨み、非難する
という感情的なトラウマにはまってしまったとい
うことだろう。恨みの対象の相手の方が悪く、
さまざま理由を見つけたでは、なぜ相手方が
悪いのかを言い募ることになる。



日中同時通訳で進むパネル討論に耳を傾ける

丹羽大使のご発言で一番印象的だった点、そして、この席の日本の聴衆の皆様と共有したい点は、この一方的な狭隘な思い込みこそが、われわれが真剣かつ厳粛に中日間の関係悪化の原因を探る上でも、また改善のための必要な措置を採用する上でも大きな障害になっている点である。

中国人も、日本人も、みんな人間である。日本は経済的に中国より進んでおり、社会の人間性に対する要請とか、一人一人がルールを守るといふ点で、はるかに中国人より優れている。にもか

わらず、お互いに平等で、それぞれ善良な人間であるはずだ。両国はいずれも偉大な国家である。

もし、私たちが内心からあのようなトラウマに捕らわれていたら、中日関係は永遠に改善できないし、和解もできないだろう。丹羽大使に感謝したのは、講演の中で示された知恵と先見性が中日関係に本当に陽の光が差したように、多くのぬくもりと啓示をもたらしたということである。

私が初めて訪日したのは20年以上前の1992年で当時、私は博士号を取ったばかりの若い学者として来た。日本に来て初めて、本当に日本は素晴らしく、繁栄しているということを感じた。また、中国と日本の開きがどれだけあるかということも、その時感じた。

その後、97年に長野県松本市にある信州大学で1年間、客員教授を務め、一生懸命、日本語を勉強した。日本で1年暮らし、わたしは真に日本の社会や文化を知るようになった。その間、特に感じたのは中国人と日本人、顔つきは似ている。また漢字も使うし、同文同種と言われているけれども、中国の文化と日本の文化は全く違う文化だといふふうを感じた。それぞれの文化、社会システム、自分たちの行動に関する要請、また信仰など多くの問題の処理、個人的な習慣、これは大きな違いが両国にあると感じた。

関係悪化の原因は相手を測る基準

中日関係は過去、長年にわたって経済的には緊

密かもしれないが、関係が悪化をたどってきたのは、どうしてなのだろうか。私なりの理解をする、一番重要な理由として挙げられるのは、自分の文化の物差しを使って、自分の文化のシステムの中で慣れ親しんだ善悪の基準を用いて、相手を測ろうとするということがあったと思う。

中国人は日本人ほど、礼儀正しいとか、(自分への)厳しさということはないと思う。しかし、中国には相手を尊重するという中国の文化がある。東京では、みんなきちんとルールを守っているし、どこも大変清潔だ。また日本人の仕事ぶりは本当に勤勉で、日本の文化から多くのことを学んだ。

しかし、文化の本質というのは、どちらがいい悪いという区別はないはずだ。日本の社会で生まれている文化の体系の基準があるとすれば、それにならして中国が悪いというのであれば、私たちは変えることはできる。中国の文化も発展中ということであるから、変えることはできる。だからといって、中国が悪いといふふうに言ってしまうのはどうかと私は思う。

今後、中日関係のさらなる回復を見たいのであれば、お互いに尊重し合える、そのような形が必要だと思う。中国人は日本人を尊重し、日本人も同様に中国人を尊重する。お互いに心の内からあるいは、行動から、信仰というところから含めて、相互尊重ができなければ、いかに経済が緊密であったとしても、私たちの関係はとて

悲観的、悪いものでしかないと思う。

だから、今日の中日関係を少しづつでもいいから今の谷間から抜け出すか、再構築をするか、21世紀の中日関係として再構築をするか。この世代の中国人として言うならば、私たちの成長過程を振り返ってみると、今まで中日というのは一衣帯水の友好の隣国ということだった。そして、永遠に不再戦ということだった。(72年9月の日中国交正常化以来) 41年にわたって、中日の平和の原則というのが存在した。これが、崩壊しようとしている。

しかし、丹羽大使は言われた。私たちは隣国だ。過去2千年にわたってずっと隣国だったし、今後の2千年にわたっても隣国同士で、切っても切れない関係だ。心の中でいろんな衝突があったとしてもそうなのだ。だから、何らかの方策を模索して、平和の中で共存していく必要がある。

相互互恵ということで、お互いに理解し、中国人と日本人の間での本来あるべきものを育てていかなければいけない。今、希薄になりつつある良い相手に対する感情というものを育んでいかなければいけない。では、21世紀の中日関係の再構築をするために一体何をすべきなのだろうか。

事実を直視し関係の再構築を

私の個人的な研究を踏まえて申し上げたい。一番重要なのは勇気を持って、双方ともこの事実を直視することである。先ほど、丹羽大使も言われ

たように、多くの先人たちがあれだけの力を注いで、知恵を注いできた。そして、素晴らしき中日関係を築いてきた。

85年に私は北京の大学生で当時、日本から来られた学生代表団を受け入れる機会があった。代表団の学生は「日本人にとって中国は最大の友好国だ」と言っていたものだ。しかし、今はどうだろう。一番嫌いな国になってしまったのではないか。30年の間に一体、問題はどこから出て来たのだろう。何が間違ったのだろう。中日関係の過去30年のこのような大きな変化に、責任を負うべきは誰であろう。日本は日本であった。中国は中国のままであった。では一体、誰が責任を取るべきなのか。

私は今、この時にあって勇気を持って認めるべきだろう。私は国際関係が専門の教授だが、中日関係がこのようなところに陥ってしまったのは本当に悲しく、悩む。

挫折感の原因は簡単である。なぜなら、日本は(中国にとつて)極めて重要な国であり、最も先進的な経済大国であるからだ。いまだに私はこう思う。日本は中国の現代化の先生、師匠だと。

中国人にとつても疑問なのは、どうして日本は中国を恨むのか、嫌いなのか。本当に悩む。ご出席の皆さんに聞いてみたい。私たちは同じ人間なんです。(それなのに) どうしていまだに中国人を、日本人を忌み嫌うのか。

実は最大の親日派は中国共産党

「それは中国共産党の宣伝によるものである。あるいは、中国のナショナリズムが原因である」と言う人もいるだろう。(それに対しては)率直に申し上げるが、最大の親日派は中国共産党である。共産党以外の親日派が存在するだろうか。

多くの中国人が疑問に感じているのは、どうして日本との国交を回復させたときに、戦争の賠償を求めなかったのか。多くの中国人は賠償請求権を放棄すべきではなかったと思っている。毛沢東はその時に感謝した。日本の軍国主義がなかったら、中国の社会主義革命の成功はなかったというふうに、お礼を述べたとされている。

だから、率直に申し上げるが、今日の中日間の紛争の一端が中国共産党にあるという観点は間違っている。私たちの関係を一から直さなければならぬ。どこで間違ったのだろうか。その原因を見つけないければならない。この問題について重要なのは、私たちの指導者たる人たちが局地的な責任を負うべきだということだ。こういう責任があるからこそ、彼らが両国関係を処理した時のまなざし、見解というものが大衆と同等では困る。感情的な大衆の見方よりも数段上でなくてはならない。

けさ、元政府高官で有名な日本の教授と朝食を共にして話し合った。なぜ、安倍晋三首相がたくさん中国を批判しているのだろうか。(首相の対

中批判が)ますます多くなってきた。

今まで日本人というのは、非常に控えめで曖昧な態度だった。しかし、国連加盟国の中で日本だけがメンツなどお構いなしに国連の場で、中国を厳しく糾弾した。日本以外にこのような国は見当たらない。もちろん、私は安倍さんがご立腹であることをよく理解している。しかし、安倍さんは総理大臣である。この国を引率し、まとめなければならぬ。偉大なる民主主義の国をまとめる立場である。外交というのは、可能性の芸術である。指導者たる人が、大衆の感情的な群れ、団体の一味であってはいけない。仲間であってはいけない。指導者たる方は見識、知見がなくてはならない。

中国人のメンツに配慮欠く日本人

私はいつも日本人に「どうして中国人に少しのメンツもくれないのでしょうか」と尋ねる。そうしたら、「このような日本の国政ポピュリズムは、中国がもたらしたものだ。中国がさせてしまった」というような答えが返ってきた。私はそれには賛同できない。丹羽大使が言われたように、中国も日本も反省しなければならぬ。会話を再開しなければならぬ。フェーストゥーフエースの機会を持たなければならぬ。

日本人はこよなくお酒が好きで、中国人も茅台酒が大好きだ。ぜひ次の機会に安倍さん、習近平主席が一緒にお酒を酌み交わす機会を与えなければ

ならない。お酒を飲んで、思っていることを率直に語り合ってもらおう。

しかし、問題がある。双方の指導者がこのような感情的なやり方で相手を処理する時に、こういう時に、私たちのメディアは独立した立場で報道し、観点を書くべきなのではないだろうか。私は安倍首相の中国批判については全く心配していない。どんなに激しい口調であっても、あるいは中国人がいつも言っているように「強硬だ、右権化している」ということに関し、私はくみしていない。ただ、幾つかの懸念を抱いている。

まず第一の問題として、日本は民主主義の国である。しかし、今の日本のメディアの中から、日中関係についての異なる報道、異なる声はどこにも見当たらない。学者や有識者が多角的な報道、発言をしているのを見かけない。非常に一辺倒、横並びな報道である。

民主主義の政治をぜひ中国に、と訴えたりしている日本です。丹羽大使も言われたように、勇気を持ちましょう。日本という自由、民主主義の国でまだ勇気の訴えが必要なのだろうか。多様化、民主主義ならではのメディア——これが日本だと私がイメージしているのだが、今はそれが望めないといった局面を一番私は心配している。

私の同僚が「日本は今後、軍国主義に行くのではないだろうか」とか言っているが、私は全く心配していない。日本は民主主義の体制で、軍国主義の復活を心配する必要はない。ただ、今まで備

わっていた優れた資質が一方的、一辺倒の声に埋もれてしまうかもしれない。これについては、私は本当に心配している。

一辺倒、妖怪化する対中報道

第二に、日本人は中国についての知識はどこから得ているのだろうか。それはやはりメディアからである。日本の中国報道の中では、ひずみや歪曲、あるいは妖怪化した報道がある。大手メディアでさえ、そう報道している。「中国の軍国化の傾向が強くなった」「中国の意思決定が軍国化に傾いている」「尖閣諸島だけではなく、いつかは沖縄本島も奪取しようとしている」といったような報道もされている。

中国の中でもさまざまな声があり、意見が異なる報道もある。民主主義を求める声、それに近い立場の報道もある。しかし、今の日本メディアの中国に関連した報道は、往々にして最も極端の形の一部の現象、状況を報道し、それを一般化している。私はそれを心配している。

今の日本メディアから描かれている中国は本当の中国、リアルな中国ではない。このように歪曲されたひずみのある報道、しかも非常に妖怪化された中国の報道が続けば、この先の中日関係をいかに望めるだろうか。ですから、ここで日本のメディアの良心に呼び掛けたい。日本のメディアの中国報道については、全面的な幅広い中国を反映してほしい。

転換期に両国とも国内圧力

三点目に日中両国は今、転換期にある。日本も中国も転換している。私たちは非常に大きな国内のプレッシャーに直面している。今の中国は、尖閣諸島について武力を行使することは決して思っていない。東南アジアで武力行使をするということも決して考えていない。

ただ、国内のプレッシャーを受けている。だから、多少の強硬な対外政策というのは、国内の利益から出ているということが言える。これは中国が軍事拡張の道に行くということを表しているわけでは決してない。

安倍政権も同様に経済改革に直面しており、地域のリーダーとしての役割を果たそうとしている。素晴らしいことで、日本はグレートパワーを持っている。中国が台頭するとき、日本は中国をけん制するような力、バランスするような力を発揮するだろう。

ただ、一つの国家的行為として中国をけん制する時に、中国を全くの国内の利益によって、どうにも変えられるような対象と捉えてはいけなと思う。このように「中国を利用する」という政策は、今後の日本の政策の戦略に大きな影響をもたらし、その対価を払わなければいけないことになると思う。だから、中国の要素をもてあそんではいけない。

もちろん、同じように中国もそのような問題に

直面している。中国にも非常に強硬な強硬な声がある。中国の指導者は国内のナショナリズムの声に直面しなければならぬ。そして、中国が認識しなければならぬ危険というのは、日本問題を利用して中国の国内問題を解決することは危ないということである。私たちはお互いにこの転換期、変革の状況の中で、国内の要素についてはコントロールしなければならぬということを認識すべきだ。しかし現在、そのような理性、コントロールは見えてこない。

最後に、現在の中日関係についても一つの心配事というのは、国民の役割である。国民が必要なのは、両国関係に対する信念を持つことである。

中国の人たちは今、何を急いでいるのだろうか。中国人は今、何をしようとしているのか。これはとても簡単なことだ。私たちは収入を上げた。住宅を購入したい。車を買いたい。そして日本と同じような豊かな生活をした。しかし、現代化・近代化の方向転換、そして中国の政策の変革などなど、まだまだ日本に遅れている。日本は成熟した国であり、私は率直に申し上げるが、中国はまだそうではない。しかし、中国の未来は同じように成熟した国になるだろう。

両国とも相手に優しい目を

このような状況の中で、私は中日両国の国民がお互いを優しい目で見てほしい。2千年の近隣で

あり、お互いの文化の蓄積の上に立って、共存、共栄ができるということを考えなければならぬ。最大の問題というのは、四番目に挙げた中日の国民間の相手に対する考え方である。非常に厳しい目で相手を見て、あら探しをしている。

お互いに相手を見る目をもっと優しくできないだろうか。お互いに相手を考える時に、その2千年の伝統に基づいて考えることはできないのだろうか。現在の日本の政治家はよく中国を批判するが、それについてはよく理解できる。というのは、今の日本の政治家は西側の価値観の影響を受けているので、法に対する日本国民の今の認識を代表している。

しかし中国は1840年のアヘン戦争以降、今も依然として近代化、そして法治国家への転換に努めている。中国は特別な国で、14億人の人口があり、巨大な社会システムの問題を抱えている。

私が見るには、日本の政治家は中国を批判するとき、民族的価値を持って非難する。しかし一方で、中国は日本のお隣である。中国を見る見方に、2千年のアジアの文化や伝統というものは含まれているのだろうか。

最後に、今後の中日関係の問題を解決するためには、歴史や文化、そして信念が必要である。お互いに良き隣人であれば、そしてお互いに偉大な文明があれば、未来の中日関係は必ず協力していなければならない。そして、共存していなければならない。

【日中報道の問題点報告】

高井潔司氏（桜美林大学教授）

西 茹 氏（北海道大学准教授）

高井潔司氏…本日、討論の司会をさせていただき、桜美林大学の高井です。隣の北海道大学の准教授、西茹先生には今回のシンポジウムのコーディネーターの1人として、中国側との折衝などに当たっていただきました。

本日は陳小川・中国青年報社長が残念ながら来日できなくなりましたので、彼の基調報告に代えて、私と西茹先生とで中国メディアの概況および対日報道あるいは、逆に日本のメディアの対中報道の問題点について簡単にお話しして、皆さんが討論の理解をされる上での参考にしていただきたいと思います。

中国メディアの事情は依然として新聞がやはり世論形勢に力を持っている。この新聞も90年代、中国の市場経済の復興とともに、多様化している。従来の共産党や政府、団体組織の機関紙、例えば人民日報とか、先ほど紹介した中国青年報だけではなくて、一般大衆向けの都市報や経済専門紙が相次いで創刊。これが今では大衆に影響を持った新聞の主流になっている。しかし、商業化されているとはいえ、中国の新聞は民間には発行権はない。

大衆紙のほとんどは機関紙を発行して



両国の報道の問題点を報告する高井潔司氏（左）と西茹氏

いる会社が発行元になって、機関紙会社と共に発行グループを形成し、そのグループを党の宣伝部門が管理するという体制を取っている。その結果、大衆紙といっても、報道の自由は著しく制限されている。しかし、一方では市場経済とともに、社会の多元化というものが進行しているのに、それぞれの利益集団、階層間の利害衝突が日常的に発生している。大型石油化学工場の建設をめぐる、建設側と大衆、あるいは都市の再開発をめぐって、住民と地方の政府当局といった形で、利害衝突が起きている。

そういう中で、大衆紙は大衆の側に立つて報道することが期待されているし、記者の側にもそういう自覚がある。従って大きな事件、事故が発生すると、報道管理する当局と大衆の間に立つ報道の現場との間で、しばしばあつれきが生じる。例えば、高速鉄道事故の報道をめぐって大衆紙と中国の報道を管理する宣伝部門との衝突。こういう問題は日本の新聞でも報道された。そういうことで、

報道の自由が完全に存在するというわけではないが、現実の実際の報道にはかなりの伸び代がある。しかし、当局の管理は近年、一段と厳しくなっていて、新聞に対する大衆の支持はますます低下している。

先ほど丹羽さんが紹介された言論NPOの世論調査では、中国の世論は8割が自国の報道を公正だと見ているとされた。私はこの数字はどこから出てきたのか、全く不思議な印象を持っている。後ほど討論の場でお話しするが、中国における世論調査の数字を、あまり前提にして議論をするのはどうかと私は思っている。

今、新聞に代わって大衆が多く利用するのはインターネットのポータルサイト、ブログ、ミニブログという新しいメディアだ。非常に管理が難しいという中で、メディアの特性として大衆が自ら情報を発信している。

他の問題は対外報道、対日報道においても制限が多いということだ。外交問題の報道は原則として新華社に一元化されているし、在日特派員もきょう、取材にお見えになっているそうだが、ほとんど機関紙の会社で、大衆紙の特派員というのはない。大衆紙の日本に関する報道はほとんどが、日本に在住している中国の駐在員や留学生から成る特約記者という身分の方だ。日本でよく中国側の対日報道として引用される「環境時報」。これは国際問題専門紙といっているが、特派員はいない。特約記者に日本の新聞の情報を翻訳して

もらって、北京で編集している新聞である。

中国が国際社会において主導的役割を占めるのであれば、もっと中国の国際報道に関する言論を改善する必要がある。そして、中国の対外世論というものを、もっと健全な情報に基づいた世論を建設させるような環境をつくっていくべきだ。

中国の国際報道、中国の対日報道について紹介する際には、こういう構図の中で中国の大衆紙が報道をしているということをよく理解した上で、こんな激しい対日批判があるから紹介するというような報道であってはならないと考える。

西 茹 氏.. 中国報道をリードしているのは、日本でもやはり新聞である。しかし、世論形勢の面においては、テレビの役割はより大きく見える。尖閣諸島周辺での海上保安庁の巡視船への中国漁船の体当たりシーンが繰り返して放送されることによって、対中世論は大きく悪化した。ワイドショーなどで取り上げられる中国のマイナス面の報道は、嫌中感情をいや応なく高めている。

新聞とNHKの中国報道の分析については昨年、中国共産党の第18回党大会以降、高井先生と対談形式で総括し、21世紀中国総合研究所のウェブサイトにアップした。また、桜美林大学北東アジア総合研究所から刊行した『新聞ジャーナリズム論』リップマンの視点から中国報道を読む』にも収めている。この要点を簡条書きする。

(1) 共産党大会は向こう5年間の政策、方針

を論じる場でもあるのに、日本のメディアはこぞって尖閣問題を意識して、海洋強国の建設ばかりに焦点を当てる報道に終始した。

(2) 人事問題についても権力闘争史観一点張り、専門家による座談会でも多様な見方、分析を紹介するより、新聞社テレビ局の意向に沿う議論しか展開されない。薄熙来問題についても、彼が重慶で行った権力の私物化の実態をしつかり取材せず、権力闘争の視点のみから論じられた。

例えば(1)で述べたように、それほど尖閣問題にこだわるならば、政治局常務委員会という政治構造が実は危機管理などの面で、脆弱な体制でもある点などを、もっと議論すべきだ。

(3) 年初の「南方週末」社説書き換え事件では、開明派のこの新聞社の力では、開明派のこの新聞社の力では、過大評価して、中国の民主が一気に進むかのような報道ぶりだった。こうした報道姿勢に見られるように、民主化、人権といった普遍的価値観から中国を一刀両断に切り捨てる論調が目立つ。特殊な事例がまるで中国全体であるかのように報じられる傾向がある。

(4) 普遍的価値観から中国を批判的に報道する手法は、報道の自由がなく自国の政府や社会の動向を監視できない中国メ



この後行われたパネル討論

ディアに代わって、国をまたいで行う「異国監督報道」と呼ばれ、中国の大衆にとってもプラスの報道となる。しかし、中国の国情をよく理解しなかつたり、(1)のように日本の国益を優先する報道では、逆に中国の大衆の反発を買うという側面もある。

最近、『日中対立を超える「発信力」』（日本橋報社）という中国報道の最前線に立つ、特派員たちの声を集めた本が出版された。この本の帯では「悪い面ばかり報じる」「脅威論をあおっている」という批判に対して、現場の記者の答えは「否」だという反論する本だとしている。読んでみると、確かに「そんな意図はない」と書いているが、結果としての報道がかなり実像から離れているし、ある側面しか描かれていないということを記者自身が認めている。それはそれとして、好感が持っているが、問題は現場の記者の意図とは異なる報道になってしまう中国報道の構造だろう。ちょっと厳しい見方になるが、一側面の問題を集中豪雨的に伝える報道、日本の価値観から国情の異なる国を伝える報道、普遍的価値観から「遅れた国」「異様な国」と見下す報道は、政府間の対立、不信感が広がる中で本社の編集方針、読者と視聴者に広がる嫌中感に媚びる姿勢から来ている。

日記で読む昭和史 ③①

陸軍の策略と松岡の「妄想外交」

第2次近衛文相内閣の1940（昭和15）年9月20日。朝日新聞朝刊は「内閣書記官長発表」を1面トップで掲載した。「九月十九日午後三時より宮中にて（略）御前会議が開かれ、重要国務につき慎重審議の上六時終了せり」。これだけである。「重要国務」とは何かについては全く触れていない。重大なことが決まったことは推測できても、何なのかは国民に知らされない。29日ようやく明らかになる。各紙は「日独伊三国同盟」の締結を大々的に報じた。ドイツの欧州大陸侵略で始まった第2次世界大戦から1年余りたっていた。

永井荷風は記す。「侵略不仁の国と盟約をなす。国家の恥辱これより大なるはなし」（『断腸亭日乗』）。同盟条約3条には、3国のいずれかが「欧州戦争」「日支紛争」（日中戦争）に参戦していない国から攻撃を受けた場合、軍事を含め相互協力を明記している。この時点で両戦争に参戦していない大国は米国だけ。米国は当然「同盟の主な目的が合衆国を目標にしていることは明瞭である」（『グルー駐日米大使『滞日十年』』）と受け止めた。日本の新聞は「帝国の大東亜における指導者としての立場は（略）益々重きを加える」「いまぞ成れり、歴史の誓い」（いずれも朝日）など

と、そろって称賛した。やがて太平洋戦争の大きな原因なることへの懸念や危険性の指摘は全くない。三国同盟論はドイツの背信で消えたはずだった。平沼騏一郎の次の首相・阿部信行（陸軍大将）は就任時、天皇から「御詔」（命令）を受けらる。「木戸幸一日記」によると、その中に「外交の方針は英米と協調する方針を執ること」とあった。親ドイツから英米との協調に転換したいという天皇の意志である。阿部は第2次世界大戦が始まると「欧州戦争に不介入」を表明する。ドイツに加盟しないという宣言である。

阿部内閣は内政が行き詰まり、わずか4カ月余で退陣する。陸軍の政治介入は続く。陸軍出身の阿部をして「まるで二つの國——陸軍といふ國と、それ以外の國とがあるようなことでは到底政治はうまく行くわけがない」（原田熊雄『西園寺公と政局』40年1月19日）と言わしめた。阿部の後継は陸軍にとって予想外の米内光政（元海相）。米内は三国同盟に反対する1人。寺崎英城御用掛日記『昭和天皇独白録』——「米内はむしろ私の方から推薦した」「日独同盟論を抑える意味で米内を総理大臣に任命した」。三国同盟の防波堤役を米内に託したのである。

しかし、この内閣が「最後の英米協調内閣」で終わるまで、その月日はかからない。ドイツ軍が欧州大陸を席卷すると、陸軍は幻惑される。「バスに乗り遅れるな」の掛け声とともに再びドイツとの連携論が台頭する。『木戸日記』（7月8日）

——阿南惟幾陸軍次官が「米内内閣は独伊との話合ひを為すには極めて不便」として退陣を求め「陸軍は一致して近衛公の出馬を希望す」と倒閣を始める。陸軍は「南進」、その第一歩として北部仏印（ベトナム）進駐を決めており、それを実行するには米内内閣は邪魔だった。畑俊六陸相を辞任させ、後任大臣は出さないと強硬手段で、天皇の信任厚い内閣をつぶす。

「大東亜新秩序」「新体制」を掲げる近衛の再登板は陸軍にとって都合良かった。近衛が早くから目を付けていた松岡洋右を外相に起用する。松岡はすぐに三国同盟に向け動き、来日したドイツのスターマ特使との間でわずか9日間で同盟をまとめる。松岡の構想は知られている通り、三国同盟にソ連を加えた「四国協商」とし、それを背景に対米戦争を防ぐ、というものだった。しかし、その後の展開を見れば「粗雑な妄想」にすぎなかった。連合艦隊司令長官になっていた山本五十六は的確だった。三国同盟を「言語道断」だとし「（対米戦争になり）東京あたりは三度ぐらいまる焼けにされ、非常にみじめな目に會ふだろう」と原田熊雄に語る（『西園寺公と政局』10月14日）。

「三国同盟は許さん」としてきた天皇は「己むを得まい」と同意する。前掲『独白録』によると、松岡は「在米独系が独乙側に起つ」から米国の参戦はないと信じていた。天皇は「松岡の言がまさか嘘とは思えぬし半信半疑で同意した」という。（国分 俊英「共同通信社社友」）

脱メディア・脱政治時代でのネットの可能性

情報求めるユーザーを引き留める力

第6回「メディアに関する全国世論調査」(下)

菅原 琢

(東京大学先端科学技術研究センター准教授)

現代政治においてメディアが重要な役割を果たしていることは言うまでもない。ただ単に政界の情報をお届けするのみならず、情報を取捨選択し、有権者の関心や判断に影響を与え得る存在である。

この政治におけるメディアの有権者に対する影響が最も発揮されるのは選挙だろう。

そこで本稿では、前号の調査班のリポートに引き続き、メディアが現代政治において果たしている役割を、選挙を切り口に分析することとする。今回の調査では参議院選挙、そして憲法問題という政治的テーマが特集で扱われている。これらの質問項目を生かし、投票行動と新聞閲読の関係などを探ることで議論を展開するとともに、メディア関係者に有益なデータを提供できればと考えている。なお、質問項目が集中している関係もあり、以下では新聞を中心として議論を展開することとする。

本論に入る前にまず、今回のデータの留意点について述べておきたい。本稿のように政治とメディアを対象とする分析では、世論調査のデータに

は政治関心の高い層が現実に比較して多く含まれるという限界が存在する。

投票結果と世論調査の乖離とその意味

これが端的に表れるのは投票率である。図表1は、2013年参院選の全体の投票率と年代別投票率について、現実データと今回の世論調査の回答(問41)とで比較したものである。一番右側の全体の結果を見ると、今回の世論調査の回答者のうち参院選で投票したと答えた割合は72・9%にも上ることが分かる。一方、実際の参院選の全国投票率は52・6%と約20ポイントの開きがある。

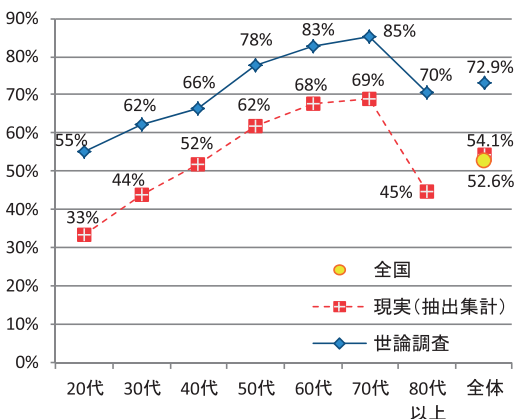
年代別の投票率を見ても、どの年代でも世論調査結果と現実の年代別投票率(注1)との間には乖離がある。特に、80代以上の高齢者では26ポイント、20代の若年層では22ポイントと大きな開きがある。なお、他の年代での乖離は20ポイント以下である。

このように20代と80代以上で乖離が大きくなるのは、共に回答割合が低いためと考えられる。現実の有権者では80代以上は9・9%、20代は12・

2%を占めているが、調査ではそれぞれ5・8%、9・8%と少なくなっている。一方で有権者の17・6%を占める60代は調査で20・7%を占めるというように、若干ゆがんでいることが分かる。80代以上の場合には健康等の理由も多いだろうが、いずれにしろ参院選で棄権したような層は世論調査にも回答しない傾向にあり、そのような人々が多い層ほど、現実と調査の間の乖離が大きくなる傾向にあると考えることができる。

もちろん、現実にしる調査にしる、若年層ほど投票率が低く、70代がピークになっているという点で同じであり、傾向を明らかにするという点では十分に有益なデータだろう。しかし、この現実と調査の落差は、今回のテーマであるメディアと政治、そして有権者の関係を考える上では、特に留意が必要なものでもある。政治関心が高く投票

図表1 年代別投票率(現実対世論調査)



確率の高い人々の回答をそのまま集計すれば、メディアと政治を襲う現実を過小評価することになるためである。

12年衆院

選、13年参院選と、前回選挙に比べ投票率が低下したことが示すように、政治に関心の外に置く人々が増えている。政治関心を失った人々にとっては、旧来型のメディアが提供する報道の多くが不要となる。実際、新聞の印刷部数減少が示すように、旧来型メディアの社会における需要は低下している。

しかし、世論調査データを単純に集計して分析しても、脱メディア・脱政治を志向する人々が過少代表となっているため、この政治とメディアの現状を捉えにくいはずである。現代の有権者の特徴がこうした脱メディア・脱政治にあるとすれば、むしろこれこそ、本稿が分析したい対象である。

投票と脱メディア・脱政治が関連

このような問題意識から、本稿では回答者の投票行動を中心に分析を行っていく。もともと、今回の調査では投票政党や支持政党などのような、投票行動の詳細や背景に関する情報を聴取していない。ここで分析可能なデータは、投票したか棄権したか(問41)、そして投票した場合にはいつそれを決定したのか(問42)というものだけである。4つの投票決定時期は、公示日以前(7月4日)、選挙期間の前半(7月5日~13日)、選挙期間の後半(7月14日~20日)、投票日当日(7月21日)である。

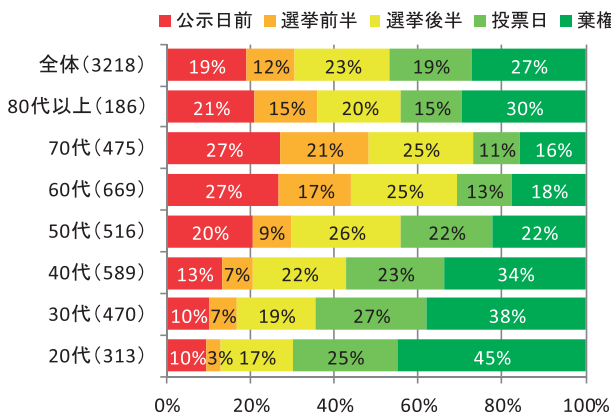
このデータはシンプルだが、脱メディア・脱政

治の現状を分析するには好都合なものである。先に述べたように、棄権者は政治関心が薄い人々が多いはずである。また投票日によりやく投票先を決定する層には、棄権予備軍のような人が多いだろう。政治関心が高く、日ごろからメディアを積極的に利用している人々ほど、投票決定時期は早いだろう。つまり、この投票行動類型は、政治への関心やメディア需要と強く相関しており、脱メディア・脱政治志向側とそうでない側の有権者を比較するのに適していると考えられる。

以下では、この4つの決定時期と棄権により回答者を5グループに分類し、分析していく。なお、選挙権がない10代の回答者と、投票時期を表明しなかつ

た回答者は分析から除外した。該当する回答者の数は、「公示前」607人、「選挙前半」376人、「選挙後半」731人、「投票日」621人、「棄権」8

図表2 年代別投票決定時期・棄権分布



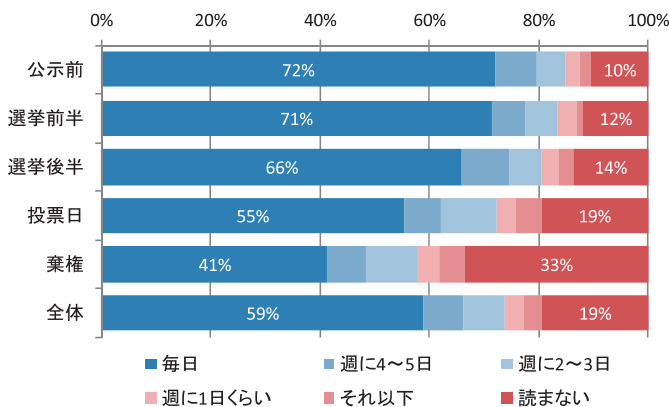
83人である。まず、各年代の回答者が5つのグループにどのように分布しているのかを見てみよう。図表2からは、若年層ほど棄権割合が高く、投票するにしてもその態度決定は遅くなっているという傾向にあることが分かる。逆に高齢者は公示日前や選挙期間前半に投票先を決定する傾向が強い。高齢者でも80代以上になると棄権率が上昇しているが、投票している場合には投票先は早めに決定している。なお、図表は付さないが、性別で見ると、男性は公示日前に投票先を決定している割合が高い一方、女性は公示後に投票先を決定する傾向にある。公示日前に投票決定をした回答者のうち60%が男性、40%が女性であった。

投票行動と新聞閲読の関係

次に、投票行動とメディア利用の関係について確認したい。両者の関係を端的に示すのが、新聞の閲読である。図表3は、メディア世論調査の第1問に指定されている新聞閲読頻度の回答を投票行動別にまとめたものである。これを見ると、公示日前から投票先を決定しているような層は、投票日当日に投票先を決定する層、棄権した層に比較して新聞をよく読んでいることが分かる。特に棄権層では、新聞を読まない層がかなり多い。

一方、図表3を見ると、「読まない」を除けば棄権層の多くが毎日、新聞を読んでいることを示している。しかし、公示前決定層の人々と同じよ

図表3 新聞(朝刊) 読読頻度(投票行動別)



図表4 新聞で「必ず読む」「よく読む」記事(投票行動別)

	政治	経済	社会	国際情勢	地元	スポーツ芸能	文化	生活健康	社説	ラテ欄	該当者数
公示前	68%	56%	75%	52%	75%	60%	43%	52%	35%	67%	525
選挙先	56%	45%	70%	46%	74%	58%	45%	58%	34%	73%	325
決定時期	48%	41%	68%	40%	75%	57%	45%	63%	31%	75%	622
投票日	42%	38%	64%	34%	72%	56%	38%	52%	24%	75%	491
棄権	29%	28%	54%	26%	65%	56%	33%	47%	19%	74%	572
全体	47%	41%	66%	39%	72%	57%	40%	54%	28%	73%	2,535

このように、投票先決定時期と棄権という投票行動と、新聞読読態度は強く関係しているようである。もともと、これらの投票行動と新聞読読態度の関係は、年齢で説明できる「偽の相関」の可能性もありそうである。すなわち、新聞読読態度と投票行動は本来は相関しないが、両者ともに年齢と相関するため、両者が相関しているように見えるという可能性である。しかし、別途行った多変量解析の結果からは、年齢の影響を考慮してもなお、読読態度は投票行動と関係していることが分かった(注2)。言い換えると、同じ20代でも、新聞を読み、政治記事を読んでいるような人々は、投票に

うに熱心に新聞を読んでいるわけではない。紙幅の関係で表は示さないが、新聞を読む層に限定して読読時間(問2)を比較すると、棄権層や投票日決定層は、1日に読む時間が数分という割合がそれぞれ17・8%、16・4%と、いずれも6・5%以下の他の層に比べて高く、読者でも「新聞離れ」が進んでいる。また、図表4は新聞読読層に限定して「必ず読む」「よく読む」と答えた記事の割合を示したものである(問5)。これを見ると、特に棄権層は政治や経済、国際情勢に関する記事を読まな

い傾向が明確である。投票決定が早い層ほど、こうした硬派な分野をよく読んでいる。その一方で、生活やスポーツ、ラテ欄などは、グループ間の差が小さい。このような読んでいる記事の違いは、各人の関心の違いの表れだろう。今回の調査では政治関心を直接聞く設問はないが、特集で憲法問題について聞いている。図表5は、投票行動別に憲法改正問題への関心の度合いを示している(問37)。この表からは、投票決定が早いほど憲法改正問題への関心が高く、投票日決定層や棄権層は関心が低いということが明らかである。

図表5 憲法改正問題への関心(投票行動別)

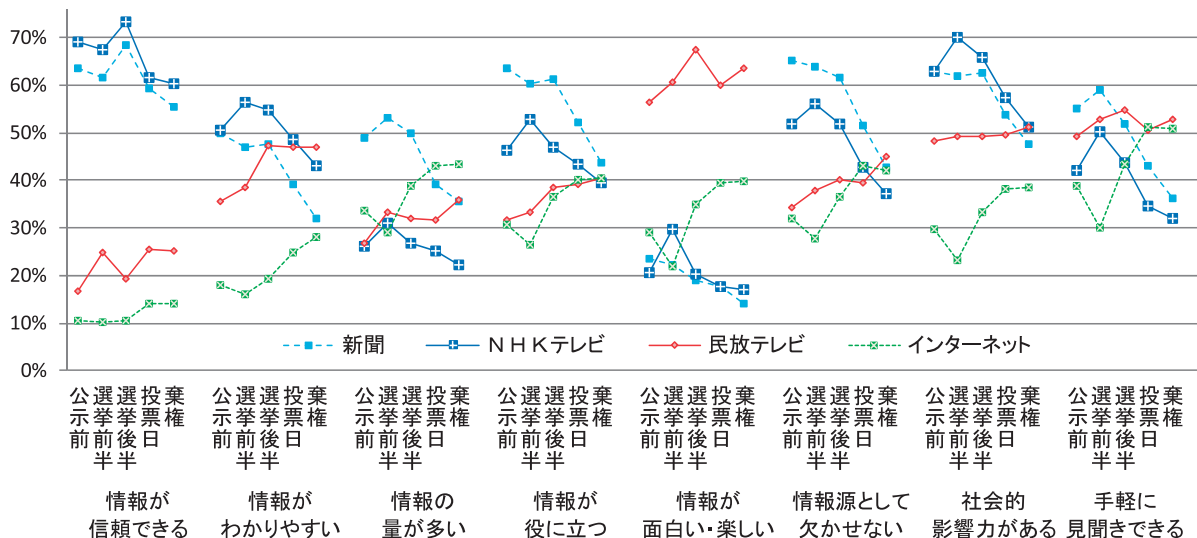
	非常に関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	無回答
公示日前	37%	46%	14%	3%	0%
選挙先	27%	49%	22%	2%	0%
決定時期	23%	54%	21%	2%	0%
投票日	19%	52%	23%	6%	0%
棄権	11%	42%	35%	11%	1%
全体	22%	48%	24%	5%	1%

「情報が信頼できる」といった文に当てはまると思うメディアを、新聞、NHK、民放テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットという6つの中から幾つでも選択するというものである。

この新聞読読態度と投票行動の相関は、どちらが要因でどちらが結果かという一方通行の因果関係を示すものではない。どちらが要因かは人や場合により、全体的に見れば互いに原因であり、結果であることもあるという関係だろう。新聞を読まないから政治について関心が生まれず投票所が遠い人もいれば、投票に行かないので政治記事を読まなくなるような人もいるだろう。いずれにしても、脱メディアと脱政治の志向が互いに強く関連していることが、新聞読読態度と投票行動の関係から言えそうである。では、他のメディアについてはどうだろうか。図表6は、各メディアについての印象を聞いた問14の回答を投票行動別にまとめたものである。この設問は、

揺らぐ有料メディアの有用性

図表6 各メディアの印象（投票行動別）



この図の見方は、例えば公示前に投票先を決定したグループであれば、「情報が信頼できる」メディアとして69%がNHKを、63%が新聞を、17%が民放を、10%がネットを選択したということを示している。なお、図では選択率が低かったラジオと雑誌は除外している。

この図の全体を見ると、多くの場合、新聞、NHKは右下がり、民放、インターネットは右上がりの折れ線となっていることが分かる。棄権層や投票日決定層では、どのような印象項目でも、他の層に比べて民放テレビやインターネットの選択率がおおむね高い傾向にある。

ここまで「脱メディア」と一口で述べてきたが、棄権層や投票日決定層は全てのメディアから距離を置いているのではなく、新聞やNHKという「報道」という単語が似合いそうな、お堅いメディアから離れているわけである。

個別に見てみると、「情報が役に立つ」「情報源として欠かせない」という有用性の印象に関して、棄権層、投票日決定層で新聞・NHKと民放・ネットの間にあまり差がないことが注目される。棄権層、投票日決定層の人々の間では、これらのメディアの利用価値は相対的に認められないようである。

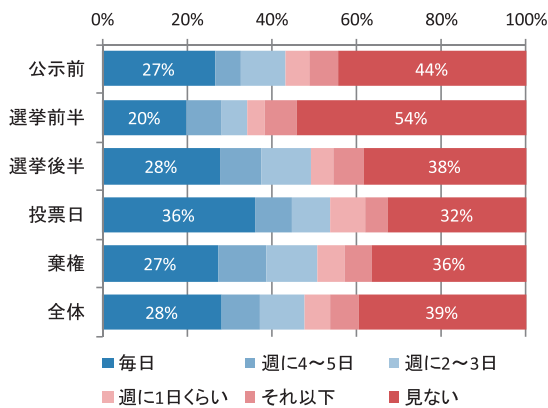
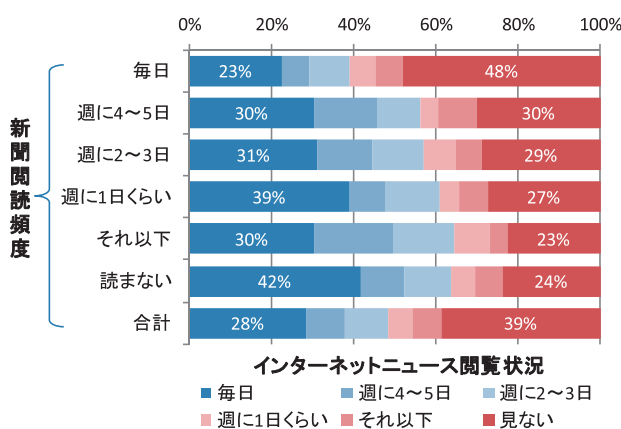
また、「情報がわかりやすい」については、おおむねインターネットの選択率が低いが、棄権層では分かりやすいと認識している人が、新聞と同程度の割合で存在しているようである。

ネットは脱メディア・脱政治を変えるか

このようにメディア間で印象を比較すると、やはりネットが鍵を握っているように見える。先の参院選から選挙運動におけるネットの積極利用が認められ、メディアと政治の相互関係の間でインターネットが役割を持つ機会は広がりつつある。ネットをうまく活用することが、「脱メディア・脱政治」の傾向を抑え、メディアや政治の世界から遠ざかった人々を旧来型メディアや投票所に呼び戻すことにつながるのではないかと論じることが、それほどおかしいことではない。

そこで、投票行動とネットニュース閲覧（問22）の関係を見たのが図表7である。図表3と比較して見ると傾向が単純でない点特徴的である。この中では「投票日決定層」が特にネットニュースをよく読んでおり、棄権層も全体平均と同程度にはネットニュースを閲覧している。

このネットニュースの閲覧状況で特徴的なのは、新聞閲読とは負の相関関係にあることである。すなわち、図表8に示すように、新聞を毎日読んでいような人はネットニュースを読まず、新聞を読まない人はネットニュースを読むという関係である。ニュース好きな人々が新聞もネットも読み、ニュース嫌いな人がメディアから離れる、という関係にはなっていない。多くの人々はメディアの情報を求めているが、そのための時間は有限であるため、新聞とネットの間で競合が起

図表7 インターネットニュース閲覧状況
(投票行動別)図表8 インターネットニュース閲覧状況
(新聞閲読頻度別)

をよよく閲覧しているほど棄権確率が下がり、早めの投票決定に寄与しており、投票に必要な情報を新聞ではなくネットで能動的に獲得する人々の姿が浮かぶ。実際、特定の選択肢から選ぶ投票という作業では、無関係の雑多な情報が紙面に広がっている紙の新聞よりも、検索すれば情報が引き出せる

ネットの方が利用価値は高い。多くの人々が脱メディア・脱政治を志向していると述べたが、データからはネットにこれらの人々を引き留める力が一定程度あることが明らかである。そうだとすれば、まだ体制が整っているうちにネットでの勝負に出ることが、やはり新聞社の基本戦略となるだろう。

ただ、そのために何をすればよいかを今回の調査から断定的に述べることは難しい。1つのヒントは、図表6に示された情報の信頼性という価値だろうか。ネットでは、程度の低い情報が無限に流れ、人々はその判断に疲れている。情報を取捨選択し編集するという、旧来型メディアが有限の紙の上で鍛えた機能は、ネットの世界でこそ有効なものだろう。その貴重な機能が安価に手軽にインスタールできると、投票を棄権するような人々に認識してもらえらるかどうか、当面の課題だと言えらるだろう。

※その他の調査結果は新聞通信調査会のホームページ参照。(http://www.chosakai.gr.jp/)

注1 なお、年代別の投票率は全国集計されていない。ここでは、総務省の選挙結果調取録の抽出集計を示している。

注2 ここでは①投票したか棄権したかを被説明変数とするロジスティック回帰分析、②投票者に限定し投票決定時期を被説明変数とする順序ロジスティック回帰分析を行った。独立変数やカテゴリーの設定を変えながら分析したが、いずれにおいても年齢(年代)とは独立した新聞閲読頻度、政治記事閲読の影響の統計的に有意な傾向が確認された。

き、新聞が負けた結果、「新聞離れ」は起きているのである。

もちろん、ネット上のニュース報道の多くを提供しているのは新聞であるから、新聞の有用性や存在感は残るだろう。図表6でも、「情報が信頼できる」に関しては、新聞・NHKと無料メディアである民放・ネットの間に大きな格差があり、棄権層も含めグループを問わず前者を信頼する人の割合が高い。

しかし、その信頼性の源泉である良質な報道とこれを生み出す厚い取材・編集体制は、有料購読者と広告主によって支えられているものである。ネットでの新聞記事閲読はフリーライドであり、これは有料購読者の新聞離れの誘因となり得る。この時、広告は人のいる方

に流れる。そうであれば、「良質な報道による信頼の獲得」という現在の構造が永続する」と予測することは根拠なき楽観論でしかないだろう。

この時、新聞社の戦略としては、ネットの無料記事を縮小し、有料デジタル版の普及を目指すということになるが、現実を見ても、先月号のデータを見ても、状況はまだ厳しそうだ。

ただし、ユーザーの側も単純に易きに流れるというわけではない。図表7ではネットニュース閲覧と投票行動に相関がないように見えるが、注2の分析にさらにネットニュース閲覧状況を独立変数として加えたところ、投票行動とネットニュース閲覧には強い相関が見られた。ネットニュース

をよく閲覧しているほど棄権確率が下がり、早めの投票決定に寄与しており、投票に必要な情報を新聞ではなくネットで能動的に獲得する人々の姿が浮かぶ。実際、特定の選択肢から選ぶ投票という作業では、無関係の雑多な情報が紙面に広がっている紙の新聞よりも、検索すれば情報が引き出せる

海・外・情・報

税制変更で中国紙に福音
税率アップも控除拡大で増益に

消費税の軽減税率導入を求めて日本の新聞界は強力に運動を展開中だが、中国の新聞界でも増値税（＝付加価値税、日本の「消費税」に相当）の課税ベース拡大などをめぐって大いに議論が盛り上がっている。しかし、新聞経営に大きな影響を与えるイシューにもかかわらず、意外にも新聞界は歓迎ムードだ。

そもそも、中国には基本的に役務の提供に係る営業税と、物品の販売に係る増値税が存在する（別に「消費税」という名の税もあるがこちらは日本の旧・物品税に相当）。

リーマン・ショック後、中国は生産重視の経済から消費重視の経済への構造改革に着手、税制もその方針に沿って見直しが行われた。営業税から増値税への段階的移行はその一環である。国は2012年に上海を税制改革試験地区に指定、「交通運輸業と一部現代的サービス業」において営業税を増値税に転換し（「營改増」と言う）、増値税の課税ベースを拡大する徴税改革を始めた。その後、指定地区を北京など他地区にも拡大、13年8月にはそれを全国に広げた。

今回の税制改正で新聞経営にとって影響が大き

いのは、これまで営業税の課税対象となっていた「広告収入」が増値税の課税対象に変わることだ。そして、税率は営業税で5%だったが、増値税に変わって6%にアップする。

額面通りに考えれば、税負担が重くなるはずだが、新聞社の財務担当者や経営者は大方「歓迎」ムードだ。これはどういうわけか。

営業税には、特に仕入れに係る税額の控除という概念はなく、広告収入の丸々5%が納入すべき税額となる。例えば広告収入が5万円なら、営業税は2500元である（1元＝16・9円）。

一方、増値税においては、仕入れに係る税額の控除が認められる結果、納税額は広告収入の約5・66%となる。例えば広告収入が5万円だったとすると、納税額は約2830元となる。

これだけ見ると、まだ営業税の方が有利に見える。しかし、実際にはもう一つの「控除」が認められるのだ。

というのも、営業税では、新聞製作コストの経費控除額を求める場合、広告ページ分を除外して控除額を算出しなければならなかったのだが、増値税への転換に伴って、広告ページ分も含めて経費控除が認められることになったのだ。

例えば、ある新聞の総ページ数に占める広告ページ比率が20%で、新聞用紙および印刷材料費が3万1000元だったとする。その時、広告ページの製作に係る1054元は控除されない（3万1000×17%×20%）。換言すれば、この額を

仕入れ税として納入しなければならなかった（仕入れ税額振替）。

これが増値税となると、広告ページ分の仕入れ税をわざわざ計算して納税しなくてもよくなる。

つまり、広告収入に係る納入増値税は、営業税より増えるのだが、広告ページの製作に係る経費控除が丸々認められる結果、全体的な税負担は減り、実質的に利益が増える。

先の例を使えば、営業税が適用される時は営業税2500元＋広告ページ分の仕入れ税額振替1054元で、合計3554元の税負担だったが、納入増値税2830元だけが税負担となる、というわけだ。

毎月、広告ページ分の仕入れ税額振替を算出しなければならぬ煩雑さからも解放される。なお、販売収入については、もともと増値税の対象となっており、今回の税制改革では影響がない。

一足先に「營改増」が試行された上海の各新聞、例えば解放日報报业集团では税負担が年間1512万元減り、文匯新民連合报业集团では、仕入れ税額振替の廃止だけで利益が1400万元増えたという。

これならば、広告不振が続く中、上海報業協会会長の孫洪康が「營改増」は冬の日のたき火のようだ」というのもうなずける話だ。税制改革の「福音」に各社の期待は大きい。

（参考：「中国報業」2013年11月号）

（木原 正博「日本新聞協会事務局長付専門委員」）

独首相電話盗聴の巨大なつけ

米側の居直りで関係こじらす

中田 協きょう

(共同通信社社員)



1948年の米軍機による「ベルリン空輸」が冷戦期、共産圏のただ中に置かれた陸の孤島、西ベルリンを「救出」して以来、二国間友好のサンブルとされてきた米独関係が米国家安全保障局(NSA)によるメルケル・ドイツ首相の電話盗聴で事実上の「仮死状態」に陥った。互いに疑心暗鬼の白けた関係に変わっている。

10月末の盗聴発覚後、最大の友好国である米国による未曾有の不信行為でドイツ国内に噴き上がった怒りの渦は外見上、ようやく鎮静しただした。だが、事件は両国間にわだかまる諸問題を、泥水をこん棒でかき回すように泡立たせ、ベルリンとワシントン間に重大な「転換点」をつくった。

ドイツの代表的なリベラル週刊紙、ツァイトは「かつてベルリンを訪問したオバマ米大統領に対するドイツ人の熱狂はオバマ氏固有の雄弁とブランドンブルク門という舞台装置によって醸成されたものだったが今、同じ場所を訪れるドイツ市民はうつろな幻滅を感じる」と指摘。また同紙は「ドイツ人の心の深部へのアメリカ人のデジタルな侵略はとてつもない悪である」と断定した高名

な歴史家、フリッツ・シュテルン氏(90)の論評を紹介し、状況を最も的確に言い当てていると称賛した。シュテルン氏はナチスの台頭で米国に逃れた論客。NSAによるメルケル首相の携帯電話(ドイツ語で「ハンディ」)盗聴を「不法で愚かな犯罪行為」であり、第2次大戦終了後、「米独両国民が積み上げてきた信頼を粉々に打ち砕く軽率極まる暴挙だ」と糾弾している。

アメリカが犯したこのとてつもない「悪」の实体とは何か? これをシュテルン氏は「アメリカの際限のない技術への信仰である。それはドイツ再統一以後、徐々に顕著化しだした米独の力関係の逆転を取り戻そうという焦りであり、悪あがきである」と指摘した。

米独の権力の狭間で生きてきた自由主義知識人のシュテルン氏は、メルケル首相の電話盗聴によってテロリストとの戦いを有利に運べると考える米諜報当局者の軽率さを「極め付きの愚拳」と指摘した。さらに、この種の愚かさは歴史に照らして危険であり、盗聴によるNSAの監視体制の問題点について、米国でも近く真剣な議論が起こ

ると信じてと期待を述べた。その一方で同氏は、(盗聴の加害者としての意識が薄い)アメリカ国民は(被害者の)欧州諸国民に比べ、実感を伴ってこの問題を受け止めていないのが気掛かりだと語った(フランクフルター・アルゲマイネ紙)。

2001年9月11日の米中枢同時テロまでは米国は確かに「無敵の強国」だった。大半のアメリカ人はこれを、自分たちが不死身であり強いのは、技術の圧倒的優位のためだと信じた。現に当時の米大統領ジョージ・ブッシュ(息子)は、地球の権力の頂点に立ったつもりで世界に号令した。だが、「9・11」のほとぼりが冷めると、様相が変わってきた。「今日の不幸は、技術信仰による大きな危険と、米国の内面的弱さがコンビを組んでしまったことだ」と、シュテルン氏は眉をひそめる。

アメリカでも議論は活発だ。米国と西欧の「大西洋同盟」を専門とするジョージタウン大学のチャールズ・カプチャン教授は次のように論じる。「イラク戦争の際にはアメリカ人とヨーロッパ人の多くは、もはや安全保障政策の核心について米欧間の一致点を見いだせなくなったと感じていた。しかし、今度の盗聴事件の場合は、テロに反対するということではアメリカ人もドイツ人も異存はなかったが、テロとの戦いのやり方で折り合わなかった。つまり、両者を分けたのは目的遂行のための手段の食い違いで、根本的な違いではなかった」

しかしこの議論は、同盟国の首相メルケルの携帯電話を盗み聴きしてまで情報を取ろうとしたNSAの過剰な行動を小さく見せるための意図的な過小評価である——ツァイト紙の特集記事を担当した記者はカプチャン教授をこう批判した。そして「メルケルの『ハンデイ』の盗聴はNSA要員の過失でもなく、共通の敵との戦いの過程で生じた手落ちでもない。米国とその諜報機関はメルケルを『敵』として扱った」と厳しく批判した。

葬られたスパイ停止協定

米独関係の先細りがさらに進み、「見せかけ」の関係でしなくなってきた。この米独同盟の劣化に責任を負うべきなのは、「最後の超大国」としての裏打ちに欠けるアメリカの傲慢さである。

つい最近も、これを遺憾なく証明した政治的一幕があった。シュピーゲル誌によると、盗聴事件をめぐる米国の真意をただそうと訪米したドイツの諜報部門の最高責任者を米国側は事実上、門前払いした。米国諜報当局は大西洋の対岸から来た友好国の特使2人を友人としていんぎんに迎えたが、互いにスパイ活動をやめようとする、ドイツ側提案の「ノー・スパイ協定」になんら言質を与えずに話し合いを擦り抜け、同盟国の特使を事実上、追い返したという。

昨年11月4日、ドイツ連邦憲法擁護局のゲオルク・マーセン局長とドイツ連邦情報局のデアハル

ト・シンドラー局長は米メリーランド州フォートジョージミードにあるNSA本部の黒い建物の一角で、米側責任者と向かい合った。「メルケル首相の電話盗聴はいつから始まったのか」「今は本当に盗聴を停止しているのか」などドイツ側が聞きたいことは山ほどあった。

盗聴防止装置が掛けられた、窓のない建物でドイツの特使に應對したNSAのキース・アレグザンダー長官は、ドイツの友人を相手に、「愛想よく」話した。だが内容は空疎で、「盗聴の責任」を問われると、「SORRY!」の一言で済ませた。ベルリンのへそに当たるブランデンブルク門近くの米大使館屋上にある盗聴施設をどうするかについても、のれんに腕押しだった。

「政治」が事実を闇に包み込んでいる。米側の厚かましさは度を増すばかりだ。2人のドイツ特使は、スパイ停止協定の話が1日も進まなかった。無念を抱きながら、手ぶらで帰国した。しかし、米国の強圧的な居直りに、ドイツは意外なほど冷静に対応している。それには、米独の先輩政治家2人のメルケル首相への忠告が働いているとも考えられる。

その一人は米国の元大統領候補（共和党、08年大統領選でオバマ氏に敗北）で上院議員のジョン・マケイン氏。もう一人は旧西独のヘルムート・シュミット元首相だ。諜報活動やスパイについて、自在な見方をしているのが2人の特徴だ。

米保守派の大物も盗聴批判

マケイン氏は元空母艦載機のパイロットという人生体験をにじませて、闊達に忠告している（シユピーゲル誌）。メルケル首相の電話盗聴については、他人の生活にクビを突っ込むのは普通の友人同士でもあることだが、他人の個人領域は尊重しなければならぬとした上で、「オバマはメルケルに謝罪すべきだ」と断言。「アフガン撤兵などでメルケルの意向を知りたかつたとしても、他の方法を取るべきだった」と語った。さらに、一連の事態への責任について「大掃除」が必要であり、アレグザンダーNSA長官を即刻解任すべきだと主張。焦点の一つであるNSAのメルケル盗聴の開始時期については記者の質問を否定せず、「2002年以來」であることを認めた。

シュミット氏は「受話器の向こうで盗聴している人物にあいさつしてから、電話を始める友人もいるくらいだ。（メルケル首相の）気持は分かるが、今は落ち着くこと」（ツァイト紙）と忠告している。

盗聴事件で米独のしがらみの深さが明らかになった。最も強硬なドイツの米国批判者も、第2次大戦後の米国の支援に感謝することには躊躇しない。オバマはドイツ人に愛されている。メルケルも同じではないか。盗聴行為は、こうした全てを壊した。

米・EUがデータ保護で作業部会

英独仏は国家機密をどう扱っているか

小林 恭子

(在英ジャーナリスト)



米国家安全保障局（NSA）による他国政府の首脳陣や市民を対象とした大規模な情報収集の実態が報道されてから、半年が過ぎた。欧州諸国では、米国への不信感やプライバシー侵害への懸念が沸き起こっている。

NSA報道を受けて、欧州連合（EU）は7月に米国と「データ保護のための作業部会」を結成した。米国の監視制度の実態を解き明かし、欧州市民に対する影響について事実確認するのが目的だ。11月27日の欧州委員会の発表では、7月から11月上旬までに6回の会合（1回目は準備会）の機会を持った。

これまでに分かったことは、「米国は外国の諜報情報を得る目的で大規模な個人情報収集・処理している。こうした情報は米国に送られているか、米企業が処理している」「米市民の情報は米国の法律の下で守られるが、欧州市民は同程度の保護の対象になっていない」「情報収集を可能にする法的根拠に明確さが欠けている」「米国および欧州の市民が収集されている個人情報にアクセスしたり、削除したりすることができない」――

など。米側が他国市民の情報を一方的に、かつ大規模に収集している状況が明らかになった。

作業部会の結果報告に合わせ、EUの政策執行機関となる欧州委員会は11月27日、「EUと米国のデータの流れにおける信頼感を取り戻す」ための六つの行動リストを発表した。

一つ目が「EUのデータ保護改革の迅速な採用」だ。EUは近年、欧州市民の個人情報保護を強化するため、関連法の改正について議論を続けてきた。1年前にはフェイスブックなどの米大手IT企業が個人情報の保護規制がきつくなることを危ぶみ、何とか緩和させようとロビー活動を行っていた。規制を厳格化すれば、個人データの利便によって収益を上げる米大手ネット企業にとっては都合が悪い。しかし、元米中央情報局（CIA）職員エドワード・スノーデン氏がリークした情報によるNSAの情報収集報道で、事態は一変した。EU市民の情報が国境を越えて流れる際の保護が「一層重要となった」（発表資料）。

欧州議会は10月、欧州委員会が2012年に提出した改正案に過半数の支持を与えた。委員会は

14年春前までの改正案成立を目指している。

二つ目は、欧州企業が持つ個人情報保護を在米企業に対し商業上の目的から自由に移動するための「セーフハーバー（免責）条項」をさらに安全にする「こと」。この条項に合意した企業は12年9月末時点で3246社に上る。欧州側は米国に対し、個人情報保護のための推奨事項13を示し、14年夏までの実行を求めた。

三つ目は「法執行分野での保護策の強化」だ。四つ目は、情報収集には「相互の司法援助合意、旅客記録の処理・移転合意、テロリストの財源などを追跡するための金融情報の処理・移転合意などを使う」ことを明記した。

五つ目が「欧州の懸念を伝えていく」こと。NSA報道を受けて、オバマ大統領が既に諜報活動の見直しを発表しているが、欧州側は米市民に提供される個人情報保護条項が欧州市民にも適用されることを望んでいる。

六つ目が「国際的なプライバシー保護基準の採用を推進すること」。欧州評議会が定める「個人情報の自動処理における個人の保護条約」への加入を米国側に求めた。

米欧で交渉が続いている「環大西洋貿易投資パートナーシップ」（TTIP）の中に個人情報保護項目が入るのではといううわさが一時、流れていたが、欧州委員会は今回の文書の中で、これを否定した。欧州委員会のビビアン・レディング副委員長（司法・基本権・市民権担当）も、「デー

夕保護はお役所仕事や税金ではない。基本的な権利であり、交渉の対象とはならない」と何度も述べている。

欧州における国家機密と報道・情報公開

国家機密の設定や情報公開について欧州各国の状況を見てみよう。

英国（正確にはイングランド・ウェールズ地方だが、そのほかの地域の司法権もこれにおおむね準じる）これまで数回にわたり改正が行われてきた公務秘密法によって国家の機密を保護している。国家の安全や国益に損害を生じさせるスパイ行為（進入禁止地域に足を踏み入れる、国家の敵に役立つ機密情報を記録する、敵に渡すなど）を行った人物には、最長で14年間の禁錮刑が下る。

1990年施行の公務秘密法の下では、公務員として勤務する人物が「安全保障と諜報」「防衛」「国際関係」「犯罪者に有益な情報」「通信傍受・電話盗聴」「他国に秘密裏に提供された情報」の六つに該当する情報を漏らした場合、刑法違反となり、最長で2年の禁錮刑および（あるいは）無制限の罰金を科される可能性がある。

公務員ではない個人、あるいは報道機関が公務員から機密情報を受け取り、これを公開することも同法の侵害となる。

秘密文書であっても一定期間が経過した後は歴史的記録となることから、文書発生の翌年から20年経過後に開示するようになっていく。ただし、

安全保障を担当する機関が提供した情報や国家の安全保障に関わる情報については例外として個別に公開年限を定めることがある。

ドイツ 国家機密のスパイ行為や公務員の守秘義務違反を「秘密漏えい罪」とし、5年以下の禁錮を定めている（「しんぶん赤旗」11月22日付）。ジャーナリストの報道については12年6月、報道の自由を強化する法律が連邦議会で採択され、「ジャーナリストを漏えい罪の対象として起訴することが難しくなった」（同記事）。

独連邦公文書館法の下、「何人も申請により、作成から30年経過した連邦の記録資料の利用」を請求できる原則がある（『諸外国における国家機密の指定と解除』国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務課、今岡直子著）。

フランス 特に重要とされる国家の秘密を「国防秘密」とし、この漏えいは「刑法典第413条を中心に厳格に処罰される」。公文書は作成後直ちに公開することが原則だが、「国防秘密、外交上の国家の基本的利益、国家安全保障に関する情報」は、例外的に50年経過後に公開する（同）。時の経過にかかわらず、公開されない情報（核兵器などの利用に通じる情報の普及をもたらし恐れがある情報など）もあるという。

ちなみに、17年にスパイ防止法を制定した米国では、機密の指定範囲と期間を大統領令で定める（東京新聞、11月22日付）。現在、機密として指定されているのは軍事計画、政府の外交活動、大量

破壊兵器の開発など八つの分野だ。期間は10年未満から最長で25年となっており、期間後は自動的に指定が解除される（例外もある）という。

米国も欧州主要国も、国家の機密範囲を設定し、例外があるものの、一定の期間を経た上で公開していることが分かる。

日本で12月上旬に成立した特定秘密保護法について、新聞メディアを中心に大きく反対運動が盛り上がった。しかし、核兵器を所有し、軍隊を世界中に派遣している英国に住む筆者の正直な感想として、上記の数カ国の機密保持体制と日本の特定秘密保護法を比較し、どちらが報道の自由を担保する面でより良いかの結論を下すのは、かなり困難だ。政治環境や国民の言論の自由についての考え方など日英では異なる要素が多いからだ。

ここでは、日英のジャーナリズムの立ち位置に大きな違いがあることを指摘しておきたい。英国では放送機関には公平さが求められるが、新聞界は独自の論調を前面に出す。報道の原点は「反権力」だ。そこで、ある事柄が国家の機密であったとしても、伝える意義があるとジャーナリスト側が信じれば、報道するのが基本姿勢だ。ジャーナリズム機関が報道するとすれば、記者、編集幹部、経営陣が一丸となり、時には裁判沙汰になっても、（資金が許す限り）報道を続けていく。

法律の規定、解釈の比較だけでは国家機密と報道の関係が明らかにならないと思ったので、あえてこの点を記してみた。

書籍を複製する「自炊代行事業」は違法

マスメディア関連の裁判を見る (66)

(平成24年(ワ)第33525号)
著作権侵害差止等請求事件

佐藤 英雄

書籍の所有者から掲載記事などの電子ファイル化を受注していた、いわゆる「自炊代行業者」2社を相手に著作者7人が訴えた著作権侵害差止等請求事件で、東京地裁(大須賀滋裁判長)は平成25年9月30日、双方の被告に原告書籍の電子的複製の禁止と原告1人につき1社10万円、総額で140万円の損害賠償の支払いを命じた。手軽で価額も安い電子ファイルだが、手持ちの書籍の入力には背とじ部分の解体が面倒で、専門業者に持ち込む人が増え、代行業者が急激に増えていた。

100社に及ぶ自炊代行業者が出現

原告は著名な小説家、漫画家、漫画原作者らで、都内に居住する千代田区の3人、新宿区2人、文京区2人の計7人。被告は自炊業者の(株)サンドリウム(東京都港区)と同社の代表取締役(同)、それに(有)ドライバレッジジャパン(葛飾区)と同社の取締役(品川区)の2社と2人。

原告らの主張は次の通りである。

①被告法人らは利用者から依頼のあった書籍について著者、タイトル、ジャンル、出版社等の

いかんにかかわらず注文を受け付け、著作権の権利者である著作者の許諾を得ることなく、書籍をスキャンして電子ファイルを作成し、その電子ファイルを依頼者に納品している。これは、著作物を有形的に再生するものであり、複製権の侵害に当たる。原告らはいずれも、わが国を代表する著名な作家であるから、法人被告らが注文を受けた書籍には原告作品が多数含まれている蓋然性が高いし、今後注文を受ける書籍にも含まれる蓋然性は高い。

②この訴訟の提起に先立つ平成23年9月、他の作家を含む122人と出版社7社(角川書店、講談社、光文社、集英社、小学館、新潮社、文藝春秋)と連名で、法人被告らを含む「自炊代行サービス」などと名乗るスキャン事業者約100社に、事業内容等に関する質問書を送付した。

この質問書に回答を行わなかった被告サンドリウムに対し、スキャン事業を行うことは著作権侵害となる旨を告げた上で、今後は通知人作家の作品について、依頼があっても同事業を行わないよう2度にわたって警告したが、回答はなかった。

被告ドライバレッジは今後、通知人作家についてはスキャン事業を行わない旨回答し、そのウェブサイトに対応不可の著作者一覧として原告らを含む122人の差出人作家のリストを掲載した。だが、実際には原告作品を含む書籍についてスキャン事業を継続し、現に原告らの書籍について注文を受けて同事業を行っている。従って、今後原告らの複製権が侵害される恐れがあり、原告らにはその侵害の停止または予防を請求する権利を有するなど主張した。

行為主体はユーザーと被告主張

これに対し、被告ドライバレッジは次のように反論した。

①複製と言えるためには、オリジナルまたは複製物に格納された情報を有形的に複製することに加え、この複製行為により複製物の数を増加させることが必要である。これを本件について見ると、この訴訟において問題となっている小説および漫画に関する限り、「スキャポン・サービス」(注)被告のスキャン事業名)においては、複製物である書籍を裁断し、そこに格納された情報をスキャニングにより電子化して電子データに置き換えた上、原則として裁断本を廃棄するので、その過程全体において、複製物の数が増加するものではないから、「複製」行為は存在せず、著作権(複製権)侵害は成立しない。

②著作権法30条1項(私的使用のための複製)

の「使用する者が複製する」とは、使用者自身が物理的に自ら複製する場合だけでなく、「補助者による複製」をも含む。被告はユーザーから書籍を送付してもらい（所有権の移転はない）、その依頼に応じて市販の裁断機を利用して書籍を裁断し、スキヤナーを利用してスキヤンを行い、生成されたデジタルデータをユーザーに納品している。しかも、その単価は他の業者よりも高額であり、電子データおよび裁断本の販売も行っていない。さらに被告の顧客は医者・弁護士等の専門家であり、当該専門家の情報へのアクセスを容易にするため専門書の電子化を図ることは社会的に有用である（多忙な専門家に「自炊」を強いることは社会的コストが高過ぎる）。以上の点を総合的に考慮すれば規範的に見て、スキヤン等の行為の主体はユーザーであって、被告ドライバレッジでないことは明らかである。

代行業務は一律に「社会悪」なのか

被告サンドリームの主張は次の通りである。

①書籍については明治初期（1880年代）から古本売買という商取引が行われ、その場合、著作権者には対価が全く還元されない。年間1300億円超ともいわれる古本の流通量との比較から考えると、私的使用を前提とするスキヤン代行の規模自体は微々たるものである。また、かつてはレンタルレコード（CD）やコピー業者をめぐり、権利者への対価支払いが業界的に制度化され

てきた経緯もある。その意味では、スキヤン代行は対価支払制度の将来の実現に向けた模索的、過渡的、価値不確定な段階という評価もできる。そこで、著作権者への対価還元の仕組みをつくることは著作権者側にとっても、本の所有者を含めたスキヤンを行う側にとっても、有益なことである。

②本件は法的に見ても社会的に見ても、評価や将来の制度設計について多様な意見があり得る問題と言える。そのような問題について、原告らが権利侵害行為や損害の具体的な主張立証もなしに本の所有者「本人」がスキヤンしているわけではないという一事をもって、あたかも全てのスキヤン代行行為や代行業者が一律に「社会悪」であるかのような請求を行うことは、仮にスキヤン代行が私的使用に該当しないと判断される場合であっても権利の乱用に当たるとはならない。

複製の中心的行為は法人被告

東京地裁は、以下のように判断（要旨）した。

①複製の対象となる書籍を法人被告らに送付するのは、（その書籍の）利用者であるが、その後の書籍の電子ファイル化という作業に関与しているのは専ら法人被告らであり、利用者は同作業には全く関与していない。複製は書籍を電子ファイル化するという点に特色があり、電子ファイル化の作業が複製における中心的な行為と言うべきであるが、その行為をしているのは、法人被告らであって、利用者ではない。従って、法人被告らを

複製の主体と認めるのが相当である。

②被告らは複製に向けての因果の流れを開始し、支配している者が複製の主体と判断されるべきであるし、複製の自由が書籍の所有権に由来するものであることに照らしても、書籍の所有者が複製の主体であると判断すべきと主張する。

確かに、法人被告らは利用者からの発注を受けて書籍を電子ファイル化し、これを利用者に納品するのであるから、利用者が因果の流れを支配しているようにも見える。しかし、書籍を電子ファイル化するに当たっては、書籍を裁断し、裁断したページをスキヤナーで読み取り、電子ファイル化したデータを点検する等の作業が必要となるのであって、一般の書籍購読者が自ら、これらの設備を準備し、具体的な作業をすることは設備の費用負担や労力・技術の面において困難を伴うものと考えられる。このような電子ファイル化における作業の具体的内容を見るならば、抽象的には利用者が因果の流れを支配しているように見えても、有形的再製の中核をなす電子ファイル化の作業は法人被告らの管理下にあるとみられるのであって、複製における中心的な行為を法人被告らが行っているとみるのが相当である。

適法ではない私的使用の複製の補助

③次に、法人被告らのスキヤニングが私的使用のための複製の補助として適法と言えるかについて検討する。被告らはそのスキヤン事業の利用者

が複製の主体であつて、法人被告らはそれを補助したものであるから、著作権法30条1項の私的使用のための複製の補助として、法人被告らの行為は適法である旨主張する。しかし、本件において同法30条1項の適用は問題とならないし、また、本件における書籍の複製の主体は法人被告らであつて利用者ではないから、被告らの主張は事実関係においてもその前提を欠いている。従つて、被告らの主張は理由がない。

④被告サンドリームに対する差し止め請求が権利乱用に当たるかについては、本件記録を精査しても、権利の乱用に該当する事情は見当たらないから、被告サンドリームらの主張は理由がない。以上の通り、法人被告らが原告らの著作権を侵害する恐れがあると認めるのが相当であり、法人被告らに対する差し止めの必要性を否定する事情も見当たらない。他方で、私的使用のための複製および権利乱用の抗弁はいずれも理由がない。従つて、原告らの法人被告らに対する著作権法112条1項に基づく差し止め請求は理由がある。

著作権法は「文化の発展に寄与」が目的

【後書き】電子ファイルの自炊の違法を、裁判所に訴えたもう一つの裁判も、前記の判決のちょうど1カ月後の10月30日に、東京地裁（東海林保裁判長）で判決が出た。この第2事件の原告も、前記第1事件の原告と同一人の小説家、漫画家、漫画原作者の7人。被告は、(株)ユープランニング

ら4社とそれぞれの会社の責任者。

判決は、①第三者から委託を受けて原告の作品を出版した書籍の電子的方法による複製の禁②各原告に各10万円の損害賠償の支払いを認めた第1事件の判決を追従した内容となっている。

第2事件は各被告とも代理人の弁護士を付けなかった。また、1社は口頭弁論に出頭せず、もう1社は途中から口頭弁論に出頭しなくなった。その分、原告に対する反論も内容が希薄だが、著作権の権利制限規定である30条1項の「私的使用のための複製に当たらない」とする主張だけは、第1事件と共通する。

同規定は著作物を「個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」で使用する際は「その使用する者が複製できる」としている。個人的に使用する者から収益目的で複製する行為は、もちろん「範囲外」であるが、「使用者の手足として、その支配下にある者に複製行為を行わせることは許される」（加戸守行著「著作権法逐条講義第5巻」著作権情報センター刊）と解されている。被告はこの手足論をよりどころにしたが、実務的には会社の社長が部下の秘書にコピーを取ってもらう程度の行為を指し、複製業者への適用は当てはまらないというのが通説である。

わが国の著作権法は細かいところまで目配りをした権利の制限規定を持つ法律として、世界的に知られている。だが、それだけに融通は利かない。著作権法は第1条で「文化的所産の公正な利

用に留意しつつ」「文化の発展に寄与することを目的とする」とうたうが、新しい媒体への適用にも法改正が必要で、すぐには対応できない。

思い出すのは映画会社のユニバーサルから家庭用ビデオデッキが著作権を侵害していると訴えられたソニーが、1984年に米最高裁判決で著作権侵害を否決されて勝訴。機器が世界に広まり、文化の発展に大きく寄与したことだ。解説、報道、教育、研究利用などをひとくりにした「フェアユース」の法理が背景にある。電子ファイルは手頃な価額の上、持ち運びが便利で、内容が充実すればかなり普及すると期待されている。出版業界の前向きな対応が必要だろう。

国内でもフェアユース待望論があり、文化庁の法制問題小委員会で検討されたが結局、「写真の撮影や録音」の際にたまたま写ったり、聞こえてきたりした音は、共に私的使用に含まれるとする制限規定の法改正（平成15年1月1日施行）にとどまった。

毎年秋に開講している早稲田大学法学術院の連続公開講座でも今年の最終回（12月7日）で、日米の制限規定が取り上げられた。米国からバークリー・ロースタールのパメラ・サムエルソン教授、日本側は中山信弘東大名誉教授が基調講演を行った。双方のパネリストからはソニー対ユニバーサル事件が取り上げられただけでなく、「自炊代行事業」の判決も少し話題になった。知財高裁の判決を注目したい。

（朝日新聞社社友）

海外情報

米CATV業界再編の動き加速
契約者数落ち込み、2位社に買収話

米国でケーブルテレビ（CATV）視聴者契約の落ち込みが近年顕著である。2012年第1四半期からの1年間で約156万件減少しており、13年第3四半期の実績でも、有料テレビの契約件数が11万3000件減少した。ケーブル業界はこの事態を深刻に受け止めているが、その中で昨年末から業界2位のタイム・ワーナー・ケーブル（TWC）買収をめぐる動きが活発になってきている。TWCは、契約視聴者数1000万件を超える2大MSO（複数のケーブル局を統括・運営する事業者）の一つで、コムキャスト（2199万5000世帯）に次ぐ1228万8000世帯を抱えている。TWCの買収に名乗りを上げたのは、業界3位のチャーター・コミュニケーションズ（412万4000世帯）で、買収準備資金として250億ドル（2兆5500億円、1ドル102円換算）を調達した（ウォールストリート・ジャーナル〈WSJ〉オンライン、13年11月27日）。チャーター社は、米メディア王の一角とされるジョン・マローン会長率いるリバイター・メディア社の出資を受けており、業界3位のチャーター社がTWCを吸収することで業界内に活性化をもたら

らそうとの意図も感じられる。

今回の買収のもう一つの背景として、TWCが13年夏にテレビネットワークのCBSと番組再送信料金交渉にてこずり、結果としてTWCと契約している全米300万の視聴家庭でCBSテレビが8月2日から9月1日まで視聴不能となったことがあり、契約者に敬遠されるムードが出てきたことも否めない。

全米ケーブル事業者連盟（NCTA）によると、11年のケーブル業界全体の事業収入は975億9800万ドル。このうちケーブルテレビ視聴から上がる収入は569億3800万ドルで、全体の58・3%を占める。他方、12年のケーブル視聴契約世帯は5670万で、前年の5840万から約3%のマイナス。このところ6年連続で視聴世帯が減り続けている。

ケーブルテレビ視聴契約の落ち込みを補っているのがブロードバンドによる高速インターネットサービスを中心とする付加サービスだが、1980年代から2000年代にかけて、より多くのケーブルテレビ視聴契約家庭を取り込み、規模の経済を加速させ、目覚ましい成長を遂げてきた戦略の見直しを迫られていることは確かである。

ケーブル業界の低迷を横目に、放送・通信融合型ビジネスとして台頭した通信大手企業の有料コンテンツサービスの伸びが急である。ライトマシ・リサーチグループ（LRG）の調査によると、映像コンテンツサービスに関わるケーブルテレビ、衛星放送、そして通信事業者が展開する「マルチチャンネル・ビデオ」（MCV）ビジネス分野で、通信事業者のベライゾン・ファイオス（Fios）やAT&T・ユニバース（Univers）が存在感を増している。前者の契約者数は489万5000件、後者が476万8000件となっており、契約者総数を単純比較すれば、今回TWC買収に乗り出しているチャーター社の契約者数を、2社とも上回っている。

ケーブル有料視聴サービス拡大のネックは、ケーブル線によって家庭と結ぶことで有料コンテンツサービスを提供していることだ。今日、スマートフォンや移動体端末を使って「いつでも、どこでも」楽しめることへのニーズが高まる中、激変するメディア環境とケーブル業界への圧力に対して活路を求めようとする流れの一環として今回の買収案件が浮上したとも考えられる。

この他、最大手のコムキャストがTWC買収に乗り出すとの報道もあるが、昨年11月に就任したトム・フィーラー連邦通信委員会委員長は、12月2日のオハイオ州立大での講演で、「競争原理がどれだけ一般国民のために資するかが重要」と発言しており、最大手コムキャストによる合併統合の可能性は薄いとみられる。今回の合併案件が実現の運びとなるかどうかはさておき、この動きがケーブル業界内に再編・変革をもたらす起爆剤となることは確かである。

（金山 勉 立命館大学教授）

メディア談話室

メディアの立ち上がりが遅過ぎた

藤田 博司

特定秘密保護法案が先の臨時国会で紛糾審議の末、成立した。政府・与党は衆参両院での特別委員会審議を強引に打ち切り、採決を強行した。審議を尽くさず、数々の疑問や懸念を残したままで、野党の反対を押し切った。国会周辺では連日、多くの市民が反対の声を上げたが、政府・与党はそれに耳を貸そうとはしなかった。

こうした事態に至ったことには、メディアの責任が極めて大きい。報道の自由や国民の知る権利をめぐる重大な不安と懸念が持たれたにもかかわらず、メディアは法案に反対する足並みがそろわなかった。大多数の地方紙と主要在京紙は反対の姿勢を打ち出したが、政治の流れを止めるには立ち上がりが遅過ぎた。メディアの敗北である。

政治に後れ取った秘密保護法報道

政府は2013年9月上旬に法案の概要を公表し、同下旬に詳細を発表。1カ月後には閣議決定して国会に提出、11月初めに衆院特別委員会で審議入りするという急ピッチで事を進めた。法案は秘密の範囲から指定、期間、罰則などさまざまな点で国民の基本的権利を脅かす重大な問題を抱えていた。しかし、ほとんどのメディアは当初、この法案をめぐる政治の動きを表面的に報じるだけで、法案が国民の生活に深く関わる問題として伝えることはなかった。報道の出遅れは否めなかった。NHKによる10月の世論調査では、法案の内容を「知らない」人が7割を超えていた。メディアの報道がいかに不十分だったかが表れている。

多くの新聞は法案の国会上程以後、その中身に立ち入って詳しく伝え始めた。特に法案に反対ないし批判的な立場を取る新聞は、その非民主的性格や国民の権利を脅かす危険性などを、具体的な事例などを含めて総合面や社会面でも取り上げた。しかし、法案を支持または容認する読売、産経、日経の3紙は、法案をめぐる政党間の駆け引きなどを伝えるだけで、法案が国民の生活に持つ影響などについてはほとんど触れなかった。

国会での審議や政党間の修正協議を通じて明らかになったのは、法案のずさんさ、不完全さだった。それにつれて反対・批判派の新聞報道も次第に熱を帯び、市民の間にも集会やデモの動きが目

立つようになり、新聞にも大きく取り上げられるようになった。しかしそうした動きは支持・容認派の新聞には全く報道されなかった。

11月以降の新聞報道が法案に対する市民の関心を高めたことは間違いない。法案に反対する人々の姿が目を追って国会周辺に増え始め、全国各地でも集会やデモが繰り返された。

多くの新聞は10月後半あたりから、社説でも法案への反対、批判を繰り返し展開した。中には毎日新聞のように、11月5日以降ほとんど連日、法案への批判を書き連ねたものもあった。法案が衆院を通過した26日までの11月中に書かれた在京各紙の社説の本数を見ると、毎日15、朝日11、東京7、読売2、日経、産経各1で、反対・批判派が繰り返し問題を論じたのに対し、支持・容認派はほとんど沈黙を守っていた。

批判・容認で対照的な報道内容

政府・与党は11月26日、特別委員会審議を緊急動議で打ち切り採決を強行、怒号のうちに賛成多数で可決。同日中に本会議でも可決し、参院に送った。参院特別委員会でも12月5日、わずか20時間余りの不十分な審議の後、与党側が一方的に審議を打ち切って採決を強行、翌6日の深夜に本会議で可決、成立させた。誰の目にも議員の数を頼んだ与党側の強引な国会運営は明らかだった。

一連の事態を伝えた新聞の報道は、法案への反対・批判派と支持派の新聞で極めて対照的だった。

た。反対・批判派の新聞は両院特別委員会での与党による一方的審議打ち切りと採決を「強行採決」との表現を見出しに立てて報じ政府・与党の「数の横暴」を指摘していた。社会面では強行採決を非難する市民や有識者の声などを、国会を取り巻く市民の写真などとともに大きく扱っていた。

一方、読売と産経は見出しにも記事の中でも「強行採決」などの表現は使わず、紙面を見た限りでは、法案の採決をめぐる特別委員会が紛糾した事実さえ読み取れないニュースの仕立てになっていた。両紙の社会面には国会周辺のデモの写真や法案反対派の市民の声などはむしろ掲載されていないかった（当初、法案容認の姿勢を示唆していた日経は、11月半ばになって不賛成の立場に転じ、強行採決に反対、批判の社説を掲げた）。

テレビの報道も新聞と似たり寄ったりだった。11月以降、TBSやテレビ朝日のニュース番組では、法案の問題性や危険性を指摘する報道も行われたが、その他のネットワークではもっぱら、当たり障りのないいわべの事実を伝えることでお茶を濁していたように思われる。両院で与党による採決が一方的に強行された時も、NTV、NHKのニュースは「強行」の表現を画面に使うことを避け、いかにも政府・与党側への配慮をにじませた、腰の引けたニュースの扱いが目についた。

安倍晋三首相は法案成立後の記者会見で「国民の懸念を払拭しなければならぬ」「丁寧に説明し（国民の）理解を得ていく」などと語っていた。

た。強行採決を押し通した側の首相の言葉としてはしらじらしいが政府・与党がどれほど拙速で事を運んだかを問わず語りに明らかにしている。

政府側が法案の審議と成立を急いだのは、時間がたてば世論の反対、批判が強まり、法案の成立が難しくなることを恐れたためとされている。それは当初法案に無関心だった世論が、遅まきながら報道によって法案に関心を向け始めていたことを裏付けている。ただメディアは本格的な報道への取り組みを始めるのが遅過ぎた。読売と産経が法案支持に回り、メディアとして一致した行動が取れなかったことも、法案阻止の勢いをそいだ。

リスク冒し取材範囲広げよ

特定秘密保護法案は成立から1年以内に施行される。法案の成立を阻止できなかったメディアは、今後新しい状況にどう対処するのか。毎日には法案成立の翌日7日の紙面で主筆が「ひるまず（メディアの）役割果たす」との決意を表明した。朝日も8日、編成局長が「知る権利支える報道続けます」と同様の意思を確認した。

秘密保護法が現状のまま施行されれば、メディアの取材活動は萎縮する可能性が多分にある。「特定秘密」に触れるリスクを避ければ、取材の範囲は確実に狭まる。「役割を果たす」「報道を続ける」ためには取材を手控える余裕はない。リスクを冒し、あえて取材範囲の外縁を押し広げるくらいの意気込みで臨まないと、市民の知る権利を

代行するメディアとしての責任は果たせない。

秘密保護法が政府・行政当局の都合に合わせて勝手に運用されないよう、施行に先立って可能な限りの歯止めをかける努力もメディアの責任になる。国会審議の大詰めで首相や菅義偉官房長官が唐突に持ち出した幾つかの「第三者機関」は、法律の施行前に政府が整備することを約束した。それらが真に独立した第三者機関として機能させられるよう、メディアとして行政や国会に促し、作業を監視しなければならない。

秘密保護法への対処を別にしても、14年はメディアにとって一段と厳しい環境が待ち受けている。安倍政権は国家安全保障会議（日本版NSC）の創設を受けて、次は集団的自衛権の行使を可能にする解釈改憲を進め、実質的な憲法改正のための布石を敷こうとしている。うっかりすると、メディアは政治の展開に先を越され、秘密保護法の場合と同じように、政治がつくり上げる既成事実を追認するだけの状況に陥る心配もある。

秘密保護法案の報道で、在京有力2紙が法案支持の立場に立ったことが、今のジャーナリズム状況の深刻さを示している。知る権利や報道の自由への脅威にあえて目をつぶり、権力の側について見えない新聞の登場は、戦後日本の民主主義が大きな曲がり角に差し掛かっていることの表れでもある。14年はメディア全体にとって正念場になるだろう。

（共同通信社社友）

プレス ウォッチング

特定秘密保護法で 一線越えた「客観報道」

「戦争世代」がいなくなった弱み痛感

今回は新年号なので何かおめでたい話題をと思つたが：見つからない。昨年12月の特定秘密保護法成立と、その報道による索漠とした感覚がなかなか消えない。同法ができたことで、日本の社会は「一線」を越えた気がする。そしてマスメディアも、分裂と対立の中で「客観報道」の生命線をはつきり越えたのではないだろうか。私にも思想信条はある。本欄の目的は、それを踏まえた上で、できるだけ客観的にテーマの全体像を示し、考える素材を読者に提供することだと思ふ。

地方紙社説は抗議・怒り・危惧

法案は昨年11月26日に衆院を通過。12月6日、参院も通過して成立した。衆参とも特別委員会では採決が強行され、抗議のデモや集会が全国各地で展開されるなど、反対運動が盛り上がった。7日の在京紙社説の見出しは、反対を訴えてきた3紙が「憲法を骨抜きにする愚挙」（朝日）、「民主主義を後退させぬ」（毎日）、「民主主義を取り戻せ」（東京）と、いずれも「憲法」民主主義の危

機」と捉える視点だった。国会審議の途中から反対色を強めた日経は「『知る権利』揺るがす秘密保護法成立を憂う」。これに対して賛成派は、産経が「適正運用で国の安全保て」、読売が「国家安全戦略の深化につなげよ」と主張した。

地方紙の社説は抗議・怒り・危惧のオンパレード。特に北海道は「憲法を踏みこむ暴挙だ」（7日）として「強い憤りを覚える」と強烈だった。こん身の論陣を張って社説を連打してきた信濃毎日も同日付の「力づくの成立、民主社会を守るために」で「国民主権に背く法律」と断じた。社説以外に、熊本日日は編集局長、岐阜は論説委員長、新潟日報は論説編集委員長が署名入り記事を執筆。それぞれ決意を示した。法案上程時、唯一条件付き賛成を打ち出した北國は「懸念払拭に努めてほしい」（7日）で「与党が成立を急いだ理由は理解できる」と、依然として独自路線。

1紙だけでは分からない

私見だが、一連の報道の特徴をまとめてみた。

①「反対報道」は後半盛り上がったが、問題浮上当初の「出遅れ」が最後まで響いた②中では東京が抜きんで過激③「賛成報道」に熱気が感じられなかった④読売は社内の方向性が完全にはまってしまうていなかった⑤条件付き賛成から条件付き反対へという、日経の「転向」が国会審議の問題点を象徴的に示した⑥全体として「パターン化した報道」を脱却できなかった——といえる。

あらためて感じたのは「新聞1紙だけでは何が起きているのか分からない」傾向が極めて強くなったことだ。例えば、審議中に国会周辺で渦巻いたデモや集会について、産経や読売はほとんど記事にせず、両紙を読んでいる限りでは反対運動の高揚が全く感じ取れない。石破茂・自民党幹事長が「絶叫デモはテロと変わらない」とブログで批判したのを朝日、毎日、日経、東京は12月1日付朝刊で報じたが、読売、産経が記事化したのは、石破氏が謝罪した後の3日付朝刊だった。

どういう意図なのか産経はデモ写真を参院特別委での可決を伝えた12月6日付に「反対する人たちが国会前に集まった」との短い説明を付け、記事なしで掲載。7日付朝刊には「安倍晋三首相特定秘密保護を語る」という記事を載せた。国論を二分した法案の成立を報道した同じ紙面で、法案採決を強行した首相の言い分を紹介する。「政権の機関紙」のようにも思えてくるが……。

読売も成立を支持したが、どこか腰が定まらないように感じた。社説では秘密指定をチェックする第三者機関の設置に終始否定的だったが、7日付朝刊の「『知る権利』に込め続ける」と題した社会部長の署名記事では「政府が第三者機関の設置を明言したことは評価できる」と述べた。

読売は系列の日本テレビが製作に加わっていることから、公開中のスタジオジブリのアニメ映画「かくや姫の物語」（高畑勲監督）に特別協力している。ところが12月3日、高畑監督が呼び掛け人

の一人になって法案に反対する映画人の会が発足。ジブリの宮崎駿監督も参加した。多くの新聞は報じたが読売は報道せず、直後に宮崎監督の新作「風立ちぬ」が米国のニューヨーク批評家協会賞を受賞すると、こちらは5日付朝刊で報じた。

自社の主張に沿った、都合のいいニュースだけ取り上げ、都合が悪ければ無視・軽視する。政論新聞とはそういうものかもしれないが「客観的で公正な新聞」の一線は明らかに越えている。

法案の上程から成立までの約1カ月半、各紙の投書欄を見ると、朝日、毎日、東京には「法案反対」の声が登場。産経には賛成意見が現れているが、読売の「気流」欄には、反対はもちろん、賛成意見も1本も掲載がなかった。読者の間に関心が盛り上がらないまま、力を持った社内の一部が強力に社論をリードしたことが読み取れる。

国民は高をくくられている

「反対報道」にも問題があった。4日の党首討論で、日本維新の会の石原慎太郎共同代表は「憲兵が国民を取り締まるような時代が来ると大新聞が掲載している。60年安保に似たヒステリー現象」と述べた。石原氏一流の表現だが、私は、一面で反対主張の弱点を突いており、正確に反論することが法案の根本的な論議につながると感じた。読売、産経、東京は5日付朝刊で伝えたが、朝日、毎日にはこの部分の記事が見られなかった。特定秘密保護法に関しては、反対派だけでなく

マスメディアも対応が遅れた。「これほどのスピードで進むとは」と驚き、戸惑ったのだろう、紙面には「治安維持法の再来」「軍機保護法の復活」などの活字が躍った。『雰囲気』としては分かるが、軍機保護法は対象が軍事機密に限定されており、治安維持法は国体の変革と私有財産の否定を罰する法律。今回の法案とは本質が異なる。戦前の日本にはその二つだけでなく、治安警察法、軍用資源秘密保護法、国防保安法などの法律に加えて特高警察も存在。情報を統制し自由を制限するシステムが国民を縛っていた。その中で、法律にも一つ一つ、立法の動機と経緯があった。

そうしたことをきちんとフォローせず「今にも暗黒時代が来る」ように書くのは、荒っぽく情緒的過ぎて、読者への説得力に欠ける。終盤はよく取材した記事も散見されたが、遅過ぎた。政治家や官僚だけでなく、マスメディアにも戦争を知る世代がいなくなったことの弱みを痛感した。

こうした問題には時代を超えた共通点がある。治安維持法案が審議された1925（大正14）年2月の衆議院。言論の自由を強調する野党議員の質問に、若槻礼次郎内相（のち首相）は次のように答弁した。「国体を破壊しても、経済組織の根本を破壊しても、言論文章は自由であるということでは国家の治安を保つことはできません」

今回の特定秘密保護法審議で、自民党議員の質問によく似た文言が登場した。法案成立後に石破幹事長が「国の安全が危機にひんするなら、報道

は抑制されるべきだろう」と発言した（後で撤回）のも同様の論理。この法律が示しているのが「戦前型の言論統制」であることは間違いない。

成立後の各紙の世論調査では法案反対が多数を占め、内閣支持率も10ポイント前後ダウンした。しかし、これは政権からすれば想定内。景気が悪化せずに年が変われば、ソチ五輪やサッカーワールドカップというスポーツイベントで国威発揚と国民の意識統合が図れ、持ち直せると読んでいるはずだ。最近の有権者の意識動向を考えれば、残念ながらそうなる可能性は強い。明らかに国民は高をくくられている。「安倍政権の次の狙いは集団的自衛権の行使容認」ともいわれる。確かに、特定秘密保護法は「終わり」ではなく「始まり」だろう。今回紙面に表れてきた危機意識と問題意識、歴史に学ぶ姿勢を養い保って、長期的な視点と構えて息の長い報道を続けるべきだ。

「凡庸な悪」の道具に？

最近公開された映画「ハンナ・アーレント」では、哲学者アーレントが、ナチ将校アイヒマンによる大量虐殺行為を「凡庸な悪」と表現。「命令に忠実に従って思考能力を失い、残酷な行為に至った」と分析した。立場によって誰でもアイヒマンになる可能性があるという意味だ。特定秘密保護法も問題は運用。実際に取り扱う官僚の「凡庸な悪」の道具になる危険性を否定できない。

（小池 新「ジャーナリスト」）

放送時評

フジ、TBSの長寿番組が打ち切りに

「笑っていいとも」「はなまる」
視聴率低迷で

フジテレビのお昼のバラエティー生番組「笑っていいとも！」が、2014年3月いっぱい終了する。1982年秋の放送開始以来、32年にわたって続いていた長寿番組だ。他方、96年秋から続いていたTBSの朝の生活情報番組「はなまるマーケット」も、3月末で終了することが決まった。いずれの番組も全国で視聴されるネットワイド番組だけに、番組終了が伝えられると、さまざまな反響があったようだ。今回はテレビ長寿番組について考えてみたい。

時代を画した「笑っていいとも！」

フジテレビの「笑っていいとも！」は、月曜から金曜の正午から1時間の生番組で全国放送されている。月々金曜日の帯番組の他に、日曜日の午前帯には1週間の総集編「笑っていいとも！増刊号」も編成され、この番組の露出度は高い。いわばフジテレビの「お昼の顔」であった。ただ、このところ他局の番組に押され、ひと頃の勢いがなくなると指摘され続けていた。

この「笑っていいとも」の登場過程を振り返ってみると、フジテレビの今が浮き彫りになる。

フジテレビは59年開局。日本テレビ、KRテレビ（現・TBSテレビ）からやや遅れて開局したこともあり、開局後長らくは視聴率競争でも先発2局の後塵を拝していた。

そのフジテレビが編成上、大きく路線転換したのは80年代に入ってからだ。それまでのキャッチフレーズ「母と子のフジテレビ」を捨て、「楽しくなければテレビじゃない」という「軽チャー路線」を標榜。当時の漫才ブームに乗って、「THE MANNAZAI」「オレたちひょうきん族」といったお笑い番組をヒットさせる一方で、お昼の帯番組として、このブームに乗って登場した若手お笑いタレントを集めたバラエティー番組「笑っている場合ですよ」を80年秋にスタートさせた。この「笑っている場合ですよ」は、フジテレビのスタジオではなく、東京・新宿のスタジオアルタから生放送を行い、外壁に備え付けられている巨大スクリーンに建物の中で撮影・放送されている番組を映し出した。これが新鮮だったことからスタジオ観覧希望者が押し寄せるほどの人気番組となった。

当時の若者が熱狂的に支持した若手漫才師やお笑いタレントを起用して、フジテレビのお笑い番組を仕掛けたのは、これら番組のプロデューサーを務めた横澤彪氏である。その横澤氏は、82年秋にスタートしてまだ2年の「笑っている場合です

よ」を早々に打ち切り、当時、夜の番組を主戦場にアングラ的な笑いを武器にしていた芸人・タモリを司会に立てた「笑っていいとも！」をスタートさせる。「笑っていいとも！」は制作チームと番組のコンセプトをそれまでの「笑っている場合ですよ」から踏襲しつつ、司会にタモリを据えることで安定感を持った昼の帯番組に成長していく。

フジ、日テレに視聴率トップ奪われる

当時のフジテレビではバラエティー中心の文字通り「軽チャー路線」の番組編成が組まれた。バブル経済の予兆が高まる時代状況も手伝ってか、この編成が視聴者の支持を集め、82年にはゴールデン帯（19時～22時）・プライム帯（19時～23時）・全日帯（6時～24時）の全てで視聴率トップを獲得し「年間視聴率三冠王」となった。この「三冠王」を93年まで12年間連続で達成し、年間売り上げでも84年に民放局でトップとなった。

94年にフジテレビは日本テレビとの視聴率トップ争いに敗れ、その後03年までは日本テレビがゴールデン帯、プライム帯、全日帯にノンプライム帯（6時～19時、23時～24時）を加えた「年間視聴率四冠王」を達成した。フジテレビは04年に視聴率首位に返り咲き、10年まで年間視聴率の三冠王となったが、11年に再び日本テレビが視聴率トップの座を奪い返している。一方でフジは視聴率低迷が続く、テレビ朝日にも抜かれ、このところ

民放キー局内では3位、ないし4位という位置が固定化しつつある。

こう振り返ってみると、フジテレビの躍進の象徴的存在が「笑っていいとも！」だったとも言える。別の見方をすれば、視聴率が営業成績に直結する厳しい民放の視聴率競争の中で、何度か他局の番組に視聴率で後れを取ってはあっても、番組打ち切りにまでは至らなかったわけである。その「笑っていいとも！」を打ち切り、ひいてはお昼帯の大改革をせざるを得ない状況に、フジテレビが至っているということを如実に示していることは確かである。

今回の番組終了は10月22日、番組の放送中に司会のタモリの口から突然告げられた。その終了発表は他のメディアでもたびたび取り上げられ、さまざまな論評が行われた。そのこと自体が、この番組が時代を象徴する番組であったことを物語っていると言えよう。

「はなまる」、NHK「あさイチ」と競合

「笑っていいとも！」と同様に、TBSの朝の生活情報番組「はなまるマーケット」も、3月末で終了する。この番組も月曜から金曜までの5日間、午前8時半から1時間半、帯で放送される生番組である。料理や買い物、健康など、生活に役立つ知識を紹介する番組だ。この番組の登場には、少しいわくがあった。

95年に発覚したTBSオウム事件。これは亡く

なった坂本堤弁護士がオウム真理教を批判する映像をスタッフが事前にオウム真理教幹部に見せたことで坂本弁護士一家殺害事件やサリン事件につながったと言われた事件だが、TBSという放送局にとって、その存続をも揺さぶる大きな事件だった。TBSは再生を議論し提言する第三者による外部識者会議の「放送のこれからを考える会」（座長・堀田力弁護士）での議論を踏まえ、96年春にワイドショー番組の廃止を発表した。この方針を受ける形で、TBSの朝帯のワイドショー番組だった「モーニングEye」が打ち切られ、同年秋から始まったのが、芸能ニュースや時事ネタを扱わない、生活に役立つ情報番組として企画された「はなまるマーケット」だった。

「はなまるマーケット」は、芸能ニュースや時事ネタをセンサーショナルに扱う他の民放ワイドショーとは明らかに一線を画す内容となった。これで番組の差別化に成功、番組内のコーナーも徐々に定着し、視聴者に支持されるようになっていった。

ただ、政権交代や東日本大震災といった目まぐるしい社会の動きを積極的に取り上げていく他局の社会情報番組に対して、「はなまるマーケット」は、その番組コンセプトから時事ネタを扱うことができなかった。加えて、10年春からNHKが連続テレビ小説の放送開始時間を、それまでの8時15分から8時に繰り上げ、その後生活情報系番組の「あさイチ」を編成。この「あさイチ」は、

スタジオ展開も民放の情報番組に近い作りであることから、「はなまるマーケット」との競合関係がより一層明確となり、スタートの遅い「はなまるマーケット」は苦戦を強いられることになった。TBSテレビ全体が視聴率の低迷にあえぐ中で、同局は朝の看板番組の終了という選択をしたとも言える。

今回取り上げた二つの長寿番組はそれぞれ登場するに至る必然性があり、また、消えていく事情があることが分かる。視聴率という毎回の成績表が示されることから、毎回の放送が真剣勝負であるとともに、大きな時代状況や環境への対応を見誤ると、視聴者が離れてしまうというのがテレビ番組の恐ろしさである。

もちろんその中で生き残り続ける番組も数多く存在する。例えば、TBS系の「世界ふしぎ発見」は、昨年末で放送が1300回を数えるに至った。スタートは86年である。番組内容は旅ものとクイズという単純な構成だが、よく見るとマンネリにならない工夫がこれまで随所でなされたことが分かる。日立グループの単独提供番組で、グループの親会社・日立製作所のCMのみが流される。BtoB（法人向け）ビジネス中心の日立というスポンサーのブランド戦略をよく理解し、かつ、視聴者に支持される番組作りが長寿につながっているのだろう。長寿番組をよく検討してみると、時代状況の変化を垣間見ることが出来る。

（音 好宏 上智大学教授）

●特派員リレー報告(25)

共産党支配は不変、民主化進展せず
届かなかった国民の声——越の憲法改正

時事通信社ハノイ支局長

高橋伸二



ベトナムの憲法が改正された。2013年1月

のだ。

2日にドラフトが公示され、11月28日に国会承認という慌ただしさだった。この年は「ベトナムが大変化を遂げるといふ期待で始まり、結局何も変わらなかったという落胆で終わった」1年間として記憶されるかもしれない。「共産党一党支配による社会主義国家建設を目指す」という骨格は不変で、国民が求めた複数政党制の導入や、土地の個人所有などは全く認められなかったからだ。民主化も期待された進展はなく、憲法改正後に現役の幹部をはじめ複数の党員が離党を表明するなど、共産党の地盤を固めるはずが、逆に足下がぐらつてきた。

知識人が複数政党制を提言

憲法改正議論では、いきなり衝撃が走った。1月22日、グエン・ティン・ロック元司法相、ファン・バン・カイ元首相の経済顧問を務めたファム・チ・ラン氏といった72人の著名な知識人が、共産党の一党支配を規定する憲法第4条を廃止し、複数政党制の導入を求める嘆願書を提出した

第4条は「共産党は、国家と社会の指導勢力」と規定し、ベトナム憲法の最も「重い」条文である。嘆願書は、この4条を廃止し、人権問題を改善し、土地の個人所有を認め、現在は共産党が「指導」している立法、行政、司法の三権のバランスを取るよう求めた。これはもう「革命的」（坪井善明・早稲田大学教授）な提言である。

ベトナムの最高指導者であるグエン・フー・チヨン党書記長は嘆願書を厳しく批判し、72人を厳しい監視下に置いたとされる。こういう動きはベトナムの公的メディアは一切伝えないが、思い当たる節はある。私は72人グループの中心人物の1人にインタビューのアポを取り付けたのだが、前日にドタキャンされた。それ以来、メールにも返信がない。

嘆願書とは別に、いつそ国名を変えてしまおう、という案も出た。ベトナムの正式な国名は「ベトナム社会主義共和国」で、ベトナム戦争終結後の1976年に採用された。これを、国父である故ホー・チ・ミン国家主席が45年に独立宣言

した際の「ベトナム民主共和国」に戻そうという意見だった。

活発な議論が行われたが、結局「社会主義国家建設という目標を明確にすべきだ」（ファン・チユン・リー国会法律委員長）憲法改正案起草委員会編集長」という守旧派に押し切られ、実現しなかった。この国名変更議論は、「とにかく今を変えたい」という国民の願望と、古き良き「ホーおじさんの時代」を懐かしむ郷愁が感じられた。

あくまで「共産党の国」

ドラフトに盛り込まれながら、最終的に見送られた大きな制度変更には「憲法評議会」の創設も



ベトナムの国会（2013年10月21日、筆者撮影）

ある。これは憲法の権威を高め、法律の合憲性を審査して国会の立法機能をチェックすることが目的で、法治国家建設への大きな一歩になると期待されていた。しかし、秋の国会が始まる前の第3ドラフトの段階で落とされた。

なぜか。私は、憲法評議会が「目の上のこぶ」になるのを、共産党が嫌ったためだと推測する。憲法は第4条で、「共産党は憲法の枠内で機能する」と規定しているため、憲法があまりに光り輝いてしまうと、「国家と社会の指導勢力」である共産党の影がかすんでしまいかねない。ありていに言ってしまうえば、あくまでこの国は「共産党の国」なのである。

民主化でも、期待された前進はほとんどなく、むしろ後退したとの指摘もある。人権の条文自体は第5章から第2章に「格上げ」され、「何人も違法に剥奪されない」「市民は社会保障を確保する権利がある」などの規定が新設され、表向きは民主化をアピールした。

ベトナムの民主化政策は、国民の権利を重視するというより、「外面を良くする」意味合いが濃い。9000万人を超える国民が食べていくためには、経済が成長しなくてはならない。とても怖い隣国・中国の存在もある。この経済と外交の両面から、ベトナムはどうしても米国や欧州、そして日本に擦り寄っていかなくてはならない。その過程で、民主化はどうしても避けて通れない関門になる。あからさまな独裁政治は世界が許さな

い。

しかし、条文には国防や安全保障、社会の安定を脅かすなどの理由で、必要なら人権を制限できるとの規定も付け加えられた。このため、国際人権団体「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」（本部 ニューヨーク）は、「大変失望した」との声明を発表、「国会は市民の声を聞かず、政府と共産党の意向に従った。人権問題を国際基準に適合させる大きな機会を逃した」と批判した。

紛糾した土地所有問題

憲法改正審議で、最も紛糾したのが土地問題だ。ベトナムの民衆は、ホー・チ・ミンが掲げた「農地は耕作者の手に」という言葉を信じて列強と戦い、独立を勝ち取った。ただ、その後作られた法律では、土地は「全人民（要するに国家）所有」となり、個人は国家から委任される形で「使用权」が認められるというシステムになった。

この使用权については規定が曖昧な上、公共事業計画を事前に知った政府高官が極めて安い値段で土地を収用し、使用权を転売して大金を手にする例も報告され、汚職の温床とも指摘されている。このため、土地の私有を認め、公正な取引を保証するシステムの必要性が叫ばれたが、結局個人所有は実現できなかった。私有化どころか、「国家は必要なら土地を収用する」条文が盛り込まれ、国家統制色が強まったとの見方もある。

ベトナムの憲法改正委員会（委員長・グエン・

シン・フン国会議長）は、広く国民から（海外を含む）意見を公募した。公式統計では、1月2日の第1ドラフト公表から春の国会が始まる前の4月末までに、インターネットなどを通じて2609万1276件の意見が寄せられた。ベトナムの人口は約9000万人だから、これはすごい数字である。荒っぽく計算すれば、大人の2人に1人は意見を提出したことになる。

これに私は首をかしげる。ずいぶん多くのベトナム人に「意見を出したか」と聞いたが、出した人はほとんどいない。ハノイ支局の助手に聞いても、友人や親戚で意見を提案した人は誰もいないという。私が知る限り、一般のベトナム人は政治に全くと言っていいほど無関心だ。

なぜか。自分の意見が政治に反映されないからだ。国会の改正憲法の採決結果は、賛成486票、反対0票、棄権2票だった。公式統計を信用すれば、国民の意見が「百出」どころか「千万出」で、土地問題などでは反対意見も多かったのに、反対ゼロというのはどう考えても不自然だ。国民とは別の場所で政治が動いている実態を、世界に宣言したに等しい。

国内メディアは新憲法を称賛

ベトナムの公的メディア（新聞と放送局は全て国営）は、新憲法を称賛している。ベトナム政府の広報機関としての役割も担う「ベトナムの声」（VOV）放送局は、国会議員でもあるグエ

ン・ダン・ティエン総裁（閣僚級）が自ら書いた記事をウェブサイトに掲載。ティエン総裁は「改正憲法は、全国の国民と有権者の意思、願望を十分に表明している。これは真に国民の、国民による、国民のための憲法だ」と強調した。

外国のメディアは違う。米議会が出資して設立したラジオ局「ラジオ・フリー・アジア」（RFA）は、「ベトナム内部の声」と題して、「国会は解散すべきだ」と訴えた。これはプロガーのグエン・ラン・タイン氏の「声」で、タイン氏は「国会は国民の声を反映せず、信頼を失っている。ベトナムは変わる必要がある」と当局を批判した。

日本の新聞は軒並みベタ扱いで、「憲法が改正されたが、現状の体制を維持する」ことを短く伝えただけ。安倍晋三首相が就任後、真っ先にベトナムを訪問し、「包括的戦略的パートナーシップ」関係を結んだ。日本にとって重要な国なのに、国民の関心が低いのはとても残念だ。

私も、新聞配信記事は淡々と事実を書くにとどめた。ただ、時事通信はベトナムで「時事速報ベトナム便」という現地進出企業向けの日本語ニュースを毎日発行しており、私は2回にわたって憲法改正作業に疑問を呈する長文の記事を書いた。今のところ当局からおとがめはない。

共産党幹部が党に絶縁状

国会が新憲法を承認してからちょうど1週間後、驚くべき「事件」が起きた。共産党の現役幹

部が党に「絶縁状」をたたき付けたのだ。

共産党の活動を支える「祖国戦線」の中央委員 会民主化・法律諮問評議会副議長のレ・ヒエウ・ダン氏である。病氣療養中で今年8月、憲法改正議論のさなかに「病床にて」という意見書を発表し、共産党に対抗し得る「社会民主党」の創設を提案して注目を集めた憂国の士だ。嘆願書を提出した72人のメンバーでもある。

ダン氏は12月4日、インターネット上に手書きの手記を掲載し、公然と離党を表明した。手記にはこう書いてある。

「私はレ・ヒエウ・ダンです。40年以上共産党員でした。私はここに、共産党から去ることを宣言します。なぜなら、共産党は以前と同じではなく、後退し、変質してしまっただからです。実際、共産党は利益集団の党で、国家発展の障害になり、国家と人民の利益に反しています」

ダン氏は英国放送協会（BBC）に対し、離党を決意したのは国会の改正憲法承認が理由だと言明。「国会は本当の力を持つておらず、人民の利益に反しています。憲法は人民の望みに反し、特に土地問題では民主主義はありません。私は党を去らなくてはなりません。なぜなら、党員であり続けなければ、責任を取る必要があるからです」と胸の内を明かしている。

ダン氏に続き、フリージャーナリストのファム・チ・ズン氏、歯科医のグエン・ダク・ジエン氏も、「新憲法は暗く、トリッキーで、共産党が

国家を栄光

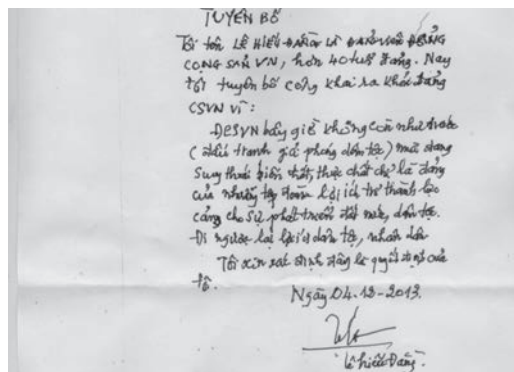
に導くとは信じられない」（ジェン氏）などと不満をあらわにして離党した。

BBC放送によれば、この他にも「静かに党

員としての活動を停止した」人は複数いるという。そもそも今回の憲法改正は、時代に合わなくなった20年前のシステムを、国民の声を取り入れて「今」風にするのが目的だった。しかし、声はほとんど届かず、「昔」の多くが残った。

ベトナムは一党支配の国としては、独裁者もおらず（コンセンサス重視でなかなか物事が決まらない）、経済成長の果実を（ある程度）国民に還元している。このため、民衆の不満が爆発する「アラブの春」的な騒乱が起きる可能性は低いとされる。

しかし、「独立と自由ほど尊いものはない」というホー・チ・ミンの掛け声の下、一致団結してフランスに勝利し、米国まで打ち負かした強い民族である。国民のマグマを密封しようとするれば、危険な圧力が高まりかねない。



レ・ヒエウ・ダン氏の手書きの離党宣言 (ベトナムのプログサイトより)

通信社が選んだ

平成25年（2013年）10大ニュース

◎共同通信社

絡みで

【国内】

- ① 参院選で自民圧勝、「ねじれ」解消
- ② 特定秘密保護法が成立、国家安全保障会議を設置

【国際】

- ③ 2020年の東京五輪開催決定
- ④ 消費税率引き上げ決定、来年4月に8%
- ⑤ 「アベノミクス」で円安株高、日銀総裁に黒田氏就任
- ⑥ 環太平洋連携協定交渉に参加
- ⑦ 東電福島第1原発で汚染水漏れ、対策に国費投入
- ⑧ 日中、日韓関係が泥沼化、首脳会談開けず
- ⑨ プロ野球で東北楽天日本一、田中24連勝の新記録
- ⑩ 衆参1票格差に初の無効判決、最高裁は衆院違憲状態

- ① 中国が防空識別圏設定、無人探査機の月面着陸成功
- ② アルジェリアで人質事件、日本人も10人犠牲
- ③ 米の通信傍受など表面化、元CIA職員は亡命
- ④ フィリピン、台風30号で甚大な被害、犠牲者多数
- ⑤ シリアの化学兵器廃棄で合意、内戦は深刻化
- ⑥ 北朝鮮の実力者張成沢氏粛清、3回目の核実験
- ⑦ イランの核協議で濃縮制限、制裁緩和など合意
- ⑧ エジプトで軍クーデター、モルシ大統領を解任
- ⑨ 中国で大気汚染深刻化、治安も揺らぐ
- ⑩ 新駐日米大使にキャロライン・ケネディ氏

◎時事通信社

【国内】

- ① アベノミクス始動、異次元緩和で円安・株高

- ② 参院選で自民圧勝、「ねじれ」解消
- ③ 2020年夏季五輪・パラリンピック、東京開催決定
- ④ 参院選で自民圧勝、「ねじれ」解消
- ⑤ 「徳洲会5000万円」で猪瀬都知事辞職
- ⑥ 消費増税、14年4月実施を決定
- ⑦ 福島第1原発、汚染水深刻化
- ⑧ 伊豆大島の土石流など自然災害で被害相次ぐ
- ⑨ 日本、TPP交渉に参加
- ⑩ 緊張続く日中・日韓関係、首脳会談できず

【海外】

- ① スノーデン容疑者、米情報収集活動を暴露
- ② 中国が尖閣上空に「防空識別圏」
- ③ 北朝鮮で張成沢氏粛清、金正恩氏の独裁強化
- ④ アルジェリアで人質事件、邦人10人犠牲に
- ⑤ フィリピン台風、死者・不明7千人
- ⑥ エジプト政変、モルシ政権が崩壊
- ⑦ イラン核合意、米との対立に転機も
- ⑧ シリアで化学兵器使用、米は介入断念
- ⑨ 中国・天安門前に車突入、不穏な事件続発
- ⑩ 中国で「PM2.5」の汚染深刻化

書評

段躍中・編
 『日中対立を超える「発信力」』
 中国報道最前線 総局長・特派員たちの声

(日本僑報社 11350円、税別)



本書は北京、上海、香港、台北など中国報道の最前線で働く特派員や元特派員、それにその周辺で特派員たちの仕事ぶりをウオッチする関係者らによる評論集である。

帯のPR文は、「(日中)国民感情の悪化についてしばしば耳にするのが、日本メディアの中国報道への批判である。『悪い面ばかりを報じる』『脅威論をおおっている』などが主な理由に挙げられている。では報道の現場にいる記者たちは本当にそういう偏った見方をしているのだろうか」と問い掛け、「答えは『否』だ」と赤字で強調している。

実は、評者は「21世紀中国総合研究所」という中国問題を論評するウェブサイトで、昨年以來、日本のメディアの中国報道を批評する対談を、北大大学院国際広報メディア観光学院の西茹准教授と連載している。その中で、しばしば日本の中国報道が偏っている、一面的だとの批判を展開している。特に私たちは、中国報道が中国と対立する構図となっている日本の立場から書かれ、中国脅威論や崩壊論に終始する結果となっていないかと問題提起をしてきた。

本書はこうした外部の「雑音」への反論かと、期待して読み進んだ。だが、PR文とは裏腹に、各特派員の文章の多くは、中国報道がやはり指摘通りの問題に直面していると証言して

「確かに反日デモや大気汚染など注目されるテーマでは衝撃的な場面や深刻な内容について詳しく報じている。だが、ストレートなニュースにならない等身大の中国、そして中国人の姿を伝える機会は非常に限られている」(成沢健一・毎日新聞前中国総局長)、「尖閣諸島の問題について、日本メディアは『歴史的にも国際法的にも日本固有の領土で、領有権問題は存在しない』との日本政府の立場に立っている。しかし日本政府の対応が硬直化した時、メディアが政府の立場に立つだけでは、解決の糸口は見えてこない。政府の立場に縛られない多様な歴史的、戦略的視野を提供することににより解決の選択肢も広がる」(塩沢英一・共同通信前中国特派員)

どの文章も、何と真摯で誠実な自己分析だろうか、と感心する。彼らの意図を、嫌中感をあおっているなどと批判するのは、あまりにも安易であり、中国報道を批評するこちらにも大いに反省する必要があるだろう。

問題は、特派員たちの意図にもかかわらず、現実には嫌中論を高めかねない報道になっている点だ。評者は中国報道に限らずジャーナリズム論を講じるに当たって、学生たちに報道はこうあるべきという規範を述べるのではなく、なぜあるべき報道にならないか、その原因をメディアの仕組みや制度、メカニズムから考えるべ

きだと説いている。その意味でも、嫌中論をおりかねない中国報道の現状を研究する上で、本書は非常に参考となる現場の声を提供してくれていると言えよう。

本書を読んで感じたもう一つの問題は、中国側の対日報道がどうなっているのかという点である。20本を超える文章を集めた中で、この問題に触れたのは、蔡成平・「新浪財經」日本支局長の「『相応しい』という言葉の真意」という文章のみである。政府の公式見解に一致するような取材、報道しにくい中国メディア。そして市場に迎合し、対外強硬論、対日批判を売り物とする「環球時報」の問題点について、かなり率直に論じている。そうした問題点の数々を、中国の在東京特派員たちはどう考えているのか、聞いてみたいものである。

ある面、日本の特派員たちの厳しい対中報道は、中国メディアの挑発的な反日報道にあおられていいる面がある。本書のタイトルである『日中対立を超える「発信力」』を育成するためには、日本だけでなく、中国メディアも自身を振り返って見る必要がある。

どう見ても、中国側のメディアの方がより問題を抱えている。ある在東京の中国人メディア関係者は「今の対日報道は、東京特派員ではなく、北京本社の指示を受けるだけで資格もなく、記者訓練も受けていない。特約記者が担い、日本の現状から懸け離れた報道になっている」と眉をひそめる。蔡氏が名を挙げた「環球時報」などはその典型だ。

両国の深い相互理解を目指す本書の出版社には、中国メディアの問題点をもあぶり出す続編の出版を期待したい。

(高井 潔司 桜美林大学教授)

編集後記

▼昨年11月に当会が開いたシンポジウム「日中関係の進路とメディアの役割」を政論評論家の森田実さんが傍聴され、ご自分のブログで紹介してくださいました。感謝いたします。許可を頂いて転載します。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

大変よいシンポジウムでした。今後の日中関係の改善に大いに貢献する有意義な催しでした。メディア関係者が多く参加していたので11月13日の各紙朝刊でどう報道されるかを楽しみにして6紙をめくりましたところ、報道はほとんどなく、取り上げたのは『産経新聞』1紙のみでした。それもピント外れの記事でした。

11月13日朝、6紙(朝日、毎日、読売、日経、産経、東京)朝刊の全紙面を2回めぐりました。

昨日の11月12日午後、経団連ホールで行われた公益財団法人新聞通信調査会主催のシンポジウム「日中関係の進路とメディアの役割」が、どう報道されているかを調べるためでした。11月13日の各紙の報道の中心は小泉元首相の「原発ゼロ」発言でした。この件は改めて論じますが、私は「日中関係」の重要性からシンポジウムに注目しました。しかし、その報道は期待外れでした。

(略)一つだけ見つけました。目立たない記事です。『産経新聞』5面左上の横組みのニュース(6本)のなかの5番目に「丹羽元中国大使「ばかな首脳」の見出しで出ていました。引用します。

《丹羽元中国大使「ばかな首脳」》

丹羽元一郎元駐中国大使は12日、都内での講演で、実現のめどが立たない日中首脳会談めぐり「話し合えないのは、両国にとって、なんといふばかな首脳だろう。なんといふばかな結論を出しているのだ」と述べ、両首脳に早期の会談を強く呼びかけた。

たしかに丹羽元中国大使は、こう発言しましたが、丹羽元大使は暗に日本政府側の態度を問題にしていたのです。日中両国を並べて話したのは、日本政府を刺激しないよう配慮したためではないか、と私は感じながらこの発言を聴きました。

丹羽元大使が最も強調したのは、①戦後六十数年間、多くの人々の努力で積み上げてきた日中間の成果を、いまの指導者の判断ですべて無くしてしまつてよいのか!ということ、②メディアは正確に報道すべきであり、メディアは国民のために働くべきであり、時の政治権力の手先になつてはならない、ということでした。非常に説得力のある、筋の通つた主張でした。丹羽大使は、2012年9月11日の野田内閣の尖閣国有化閣議決定についても強い疑問を示していました。真に日中関係改善を願う憂国の発言でした。

『産経新聞』は「森」を報道しようとせず、「木」と言うより「小さな枝」を報道したのです。『産経新聞』は中国に対し極端な悪意をもっており、丹羽発言の一部分を報道して中国側を怒らせようとしたのかもしれない。残念なことですが、日中関係に関する日本のメディアの報道は日中関係

を悪化させる意図で行われるものがほとんどです。

他の発言者の主張も、落ち着いたバランスのとれた冷静なものでした。大変よいシンポジウムでした。このような催しを全国各地で繰り返し開催していただきたいと思っています。会場には多くの報道関係者がいました。新聞は、もつと大きく広く、このシンポジウムを報道してほしいです。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

エールを頂戴し、ありがとうございます。一点だけ事実関係を正させて頂くと、全国紙で唯一、記事を掲載した産経新聞は自社記事ではなく、共同通信の配信記事でした。見出しも共同のそれに即したものでした。記事を配信してくれた共同(私の古巣です)に文句も言えませんが、こうした処理の仕方は当方にも驚きでした。

▼特定秘密保護法の可決成立を「メディア談話室」も「プレスウオッチング」も総括し、今後のメディア状況を展望しています。共同、時事両通信社とも同法の成立を今年の十大ニュース国内版の2番手に据えました。「一線を越えた」思いをひしひしと感じます。

だが、安倍政権も大きな対価を払ったのではないのでしょうか。小池百合子元防衛相や石破茂幹事長の相次ぐ失言は、その本音が露呈したものでしょう。内閣支持率は急落し、報道各社の世論調査で50%割れが2社出ました(共同が47・6%、産経・フジが47・4%)。

(保田)

調査会だより

◎専門図書館の一般公開を再開

公益財団法人新聞通信調査会は事務所移転に伴い一時閉鎖していた専門図書館「通信社ライブラリー」の一般公開を再開しました。場所は当調査会と同じ日本プレスセンタービル1階です。開館は月曜日から金曜日の午前10時半から午後4時まで（土、日、祭日と年末年始、蔵書点検日、当調査会がライブラリーを使用する日はお休みです）。気軽にお立ち寄りください。通信社ライブラリーは2010年9月にオープンし、今回の再公開を前に最大2万冊の本を収容できる電動の閉架書庫を設置し、蔵書は当初の約2000冊から現在は約5000冊に増えています。



一般公開を再開した「通信社ライブラリー」

定価150円 1年分1,500円（送料とも）

発行所 公益財団法人 新聞通信調査会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル1階

☎03-3593-1081（代）FAX 03-3593-1282

E-mail: chosakai@helen.ocn.ne.jp

いずれかの方法で購読代金を前払いしてください

◇郵便振替口座 00120-4-73467

（通信欄に購読開始月も記入してください）

◇ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 0073467

（振り込む際、必ず上記アドレスにお名前、郵便番号、住所、電話番号、購読開始月を連絡ください）

印刷所 株式会社 太平印刷社

ISSN 2187-2961 ©新聞通信調査会2014

◎「読者の声」欄への投稿、大歓迎です!!

「読者の声」欄への投稿をお待ちしています。記事を読んだ後の感想など何でもかまいません。原稿の長さの目安は600～800字です。投稿いただいた方には薄謝を進呈します。末尾に執筆者のお名前（ペンネームをご希望の場合はそのようにします）、住所（東京都千代田区など大まかな住所）と年齢を記載し奥付のメールアドレスへお送りください。

◎定例講演会を開催へ

（公財）新聞通信調査会は1月21日（火）、午後1時半から千代田区内幸町2-2-1にある日本プレスセンタービル10階のAホールで定例講演会を開催します。講師は時事通信社政治部長の高橋正光氏、テーマは「2年目の安倍政権を展望する」です。

◎「マイブック」欄への投稿歓迎です

「調査会だより」のページに「マイブック」欄を設けています。執筆者がご自分で本を宣伝したい場合などにご利用ください。本の読みどころ、キャッチフレーズなどを書いてください。本の表紙写真と同時に掲載します。写真は送っていただいてもいいですし、当編集部で撮ることもできます。原稿の字数は本のタイトル、著者名、出版社、本の価格を含め270字以内でお願いします。毎月15日を翌月号の原稿締め切りとします。

}} 通信社ライブラリーだより <<

《購入書籍》

- 『大震災・原発事故とメディア』（メディア総合研究所編、大月書店、1365円）
- 『報道弾圧』（吉竹幸則著、東京図書出版、1680円）
- 『公共放送 BBC の研究』（原麻里子編著、ミネルヴァ書房、4725円）
- 『「敵国語」ジャーナリズム』（水野剛也著、春風社、5460円）
- 『ジャーナリズムが亡びる日』（猪熊建夫著、花伝社、1785円）